



生活安全の確保と犯罪捜査活動 **第1章**

罪種別犯罪情勢とその対策

1 街頭犯罪・侵入犯罪

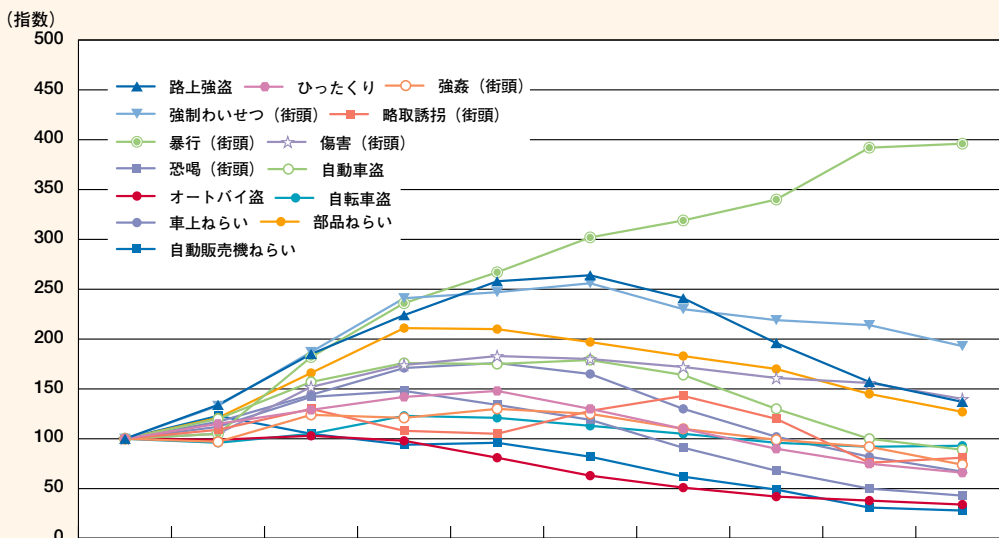
(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の情勢

平成19年中の主な街頭犯罪の認知件数は87万6,346件、主な侵入犯罪の認知件数は20万4,811件と、それぞれ前年より6万7,268件(7.1%)、3万3,578件(14.1%)減少した。

中でも、路上強盗、ひったくり、街頭における強姦、街頭における恐喝、自動車盗、オートバイ盗、車上ねらい、部品ねらい、侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入の認知件数は、いずれも大幅に減少している。

しかし、減少したとはいえ、街頭犯罪・侵入犯罪の発生数は、依然として高い水準にあることに変わりはなく、過去10年間で、路上強盗は1.4倍、街頭における強制わいせつは1.9倍、街頭における暴行は4.0倍、侵入強盗は1.3倍、住居侵入は2.1倍と、それぞれ増加している。

図 1-1 主な街頭犯罪の認知件数の推移 (平成10~19年)

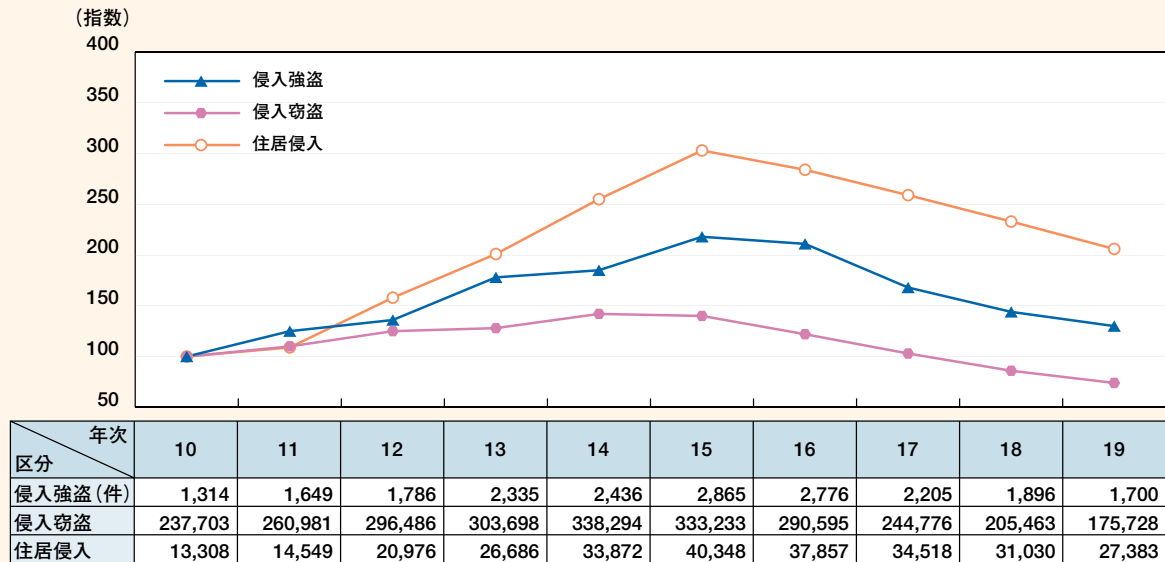


区分	年次	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
路上強盗(件)		1,119	1,495	2,070	2,509	2,888	2,955	2,695	2,192	1,759	1,537
ひったくり		35,763	41,173	46,064	50,838	52,919	46,354	39,399	32,017	26,828	23,687
強姦(街頭)		668	648	825	806	869	832	732	663	612	495
強制わいせつ(街頭)		2,399	3,196	4,475	5,786	5,915	6,145	5,510	5,254	5,131	4,640
略取誘拐(街頭)		166	181	216	179	175	213	237	199	126	134
暴行(街頭)		4,801	5,051	8,734	11,352	12,814	14,477	15,319	16,332	18,816	18,993
傷害(街頭)		11,157	11,687	16,965	19,400	20,465	20,098	19,218	17,961	17,373	15,665
恐喝(街頭)		9,344	10,419	13,230	13,856	12,514	11,089	8,534	6,346	4,690	4,042
自動車盗		35,884	43,092	56,205	63,275	62,673	64,223	58,737	46,728	36,058	31,790
オートバイ盗		246,364	242,977	253,433	242,517	198,642	154,979	126,717	104,155	93,294	83,028
自転車盗		423,183	408,306	445,301	521,801	514,120	476,589	444,268	406,104	388,463	395,344
車上ねらい		252,092	294,635	362,762	432,140	443,298	414,819	328,921	256,594	205,744	168,129
部品ねらい		61,192	73,824	101,338	129,380	128,539	120,726	112,161	103,772	88,739	78,016
自動販売機ねらい		181,444	222,328	190,490	170,470	174,718	147,878	112,965	88,180	55,981	50,846

注1：指数は、平成10年を100とした場合の値である。

2：街頭とは、道路上、駐車(輪)場、都市公園、空き地、公共交通機関等(地下鉄内、新幹線内、その他の列車内、駅、その他の鉄道施設、航空機内、空港、船舶内、海港及びバス内)、その他の交通機関(タクシー内及びその他の自動車内)及びその他の街頭(地下街地下通路及び高速道路)とした。

図 1-2 主な侵入犯罪の認知件数の推移（平成10～19年）



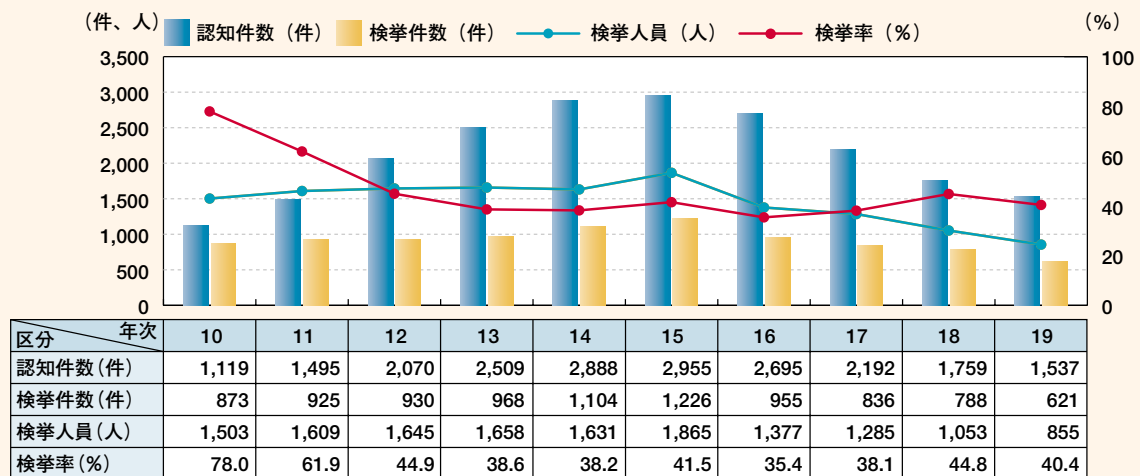
注：指数は、平成10年を100とした場合の値である。

(2) 主な街頭犯罪の認知・検挙状況

① 路上強盗

路上強盗の認知件数は、平成8年以降増加を続け、15年には7年の4.8倍となった。しかし、16年から減少に転じ、19年中は1,537件と、前年より222件（12.6%）減少した。検挙件数及び検挙人員も、8年以降増加を続けていたが、16年から減少に転じ、19年中の検挙件数は621件、検挙人員は855人と、それぞれ前年より167件（21.2%）、198人（18.8%）減少した。検挙人員の50.4%は少年である。

図 1-3 路上強盗の認知・検挙状況の推移（平成10～19年）

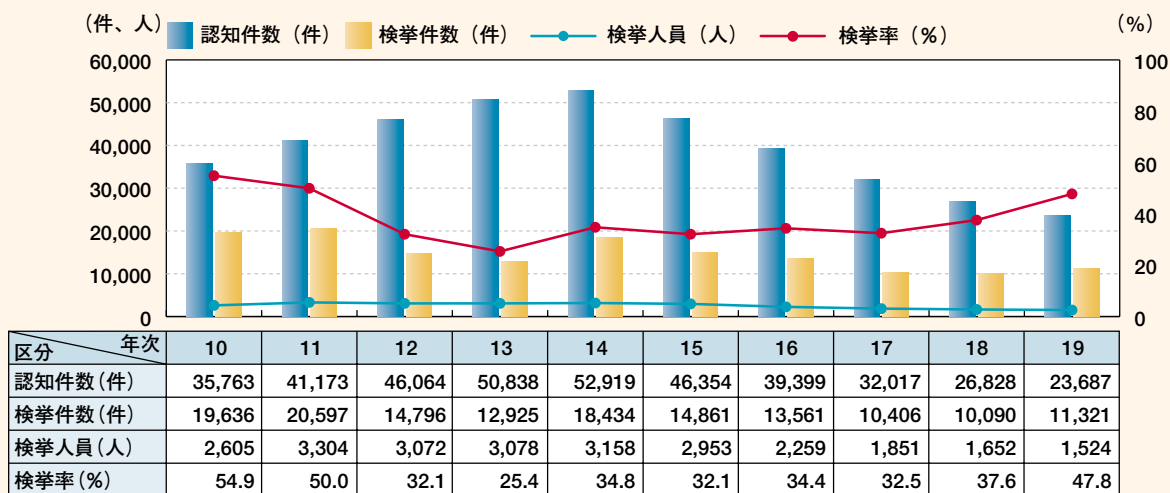


② ひったくり

ひったくりの認知件数は、3年から14年にかけて毎年増加し続けていたが、15年から減少に転じ、19年中は2万3,687件と、前年より3,141件（11.7%）減少した。増加傾向にあった検挙件数及び検挙人員も同じく、15年から減少していたが、19年中の検挙件数は1万1,321件と、前年

より1,231件（12.2%）増加し、検挙人員は1,524人と、128人（7.7%）減少した。検挙人員の52.2%は少年である。

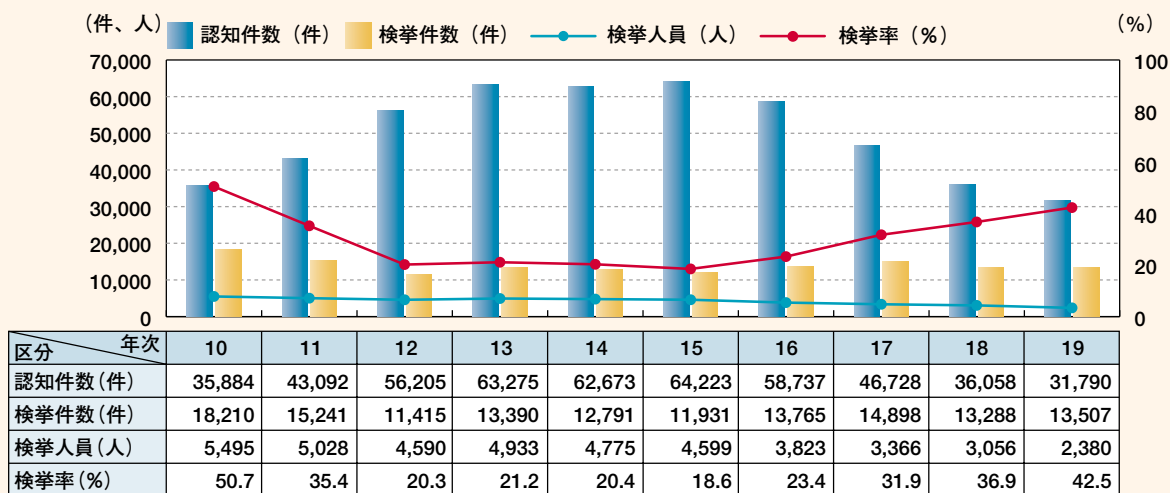
図 1-4 ひったくりの認知・検挙状況の推移（平成10～19年）



③ 自動車盗

自動車盗の認知件数は、11年から13年にかけて急増し、以降横ばいで推移していたが、16年から減少に転じ、19年中は3万1,790件と、前年より4,268件（11.8%）減少した。19年中の検挙件数は1万3,507件と、前年より219件（1.6%）増加し、検挙人員は2,380人と、676人（22.1%）減少した。

図 1-5 自動車盗の認知・検挙状況の推移（平成10～19年）



(3) 主な侵入犯罪の認知・検挙状況

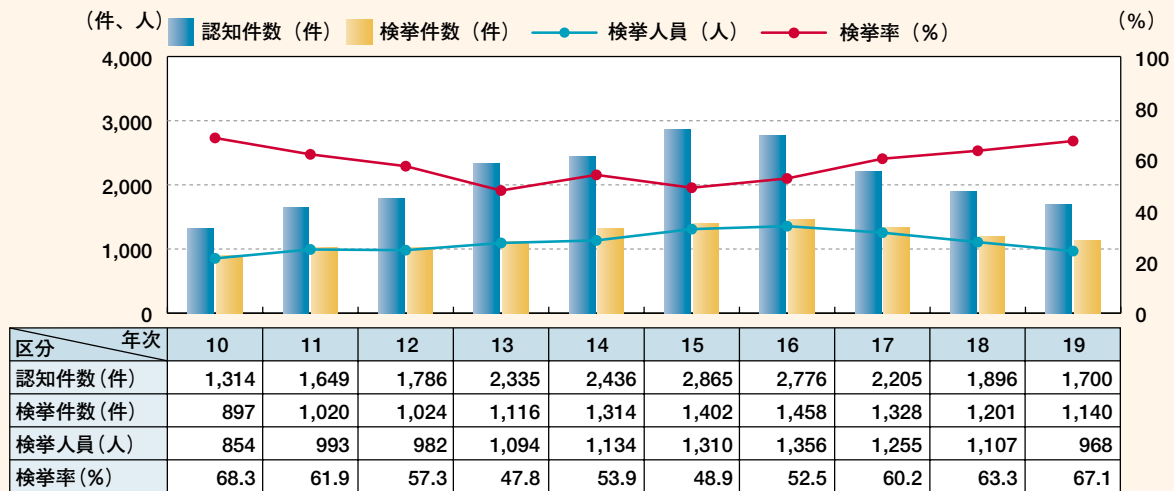
① 侵入強盗

侵入強盗の認知件数は、平成10年以降急増し、15年には9年の2.9倍となったが、16年から減少に転じ、19年中は1,700件と、前年より196件（10.3%）減少した。検挙件数及び検挙人員は、

9年以降増加傾向にあったが、17年から減少に転じ、19年中の検挙件数は1,140件、検挙人員は968人と、それぞれ前年より61件（5.1%）、139人（12.6%）減少した。

このうち、住宅に侵入して行われた強盗の19年中の認知件数は439件と、前年より106件（19.4%）減少した。また、深夜にコンビニエンスストアやスーパーマーケットを対象に行われた強盗^{（注）}の19年中の認知件数は457件と、前年より70件（13.3%）減少した。

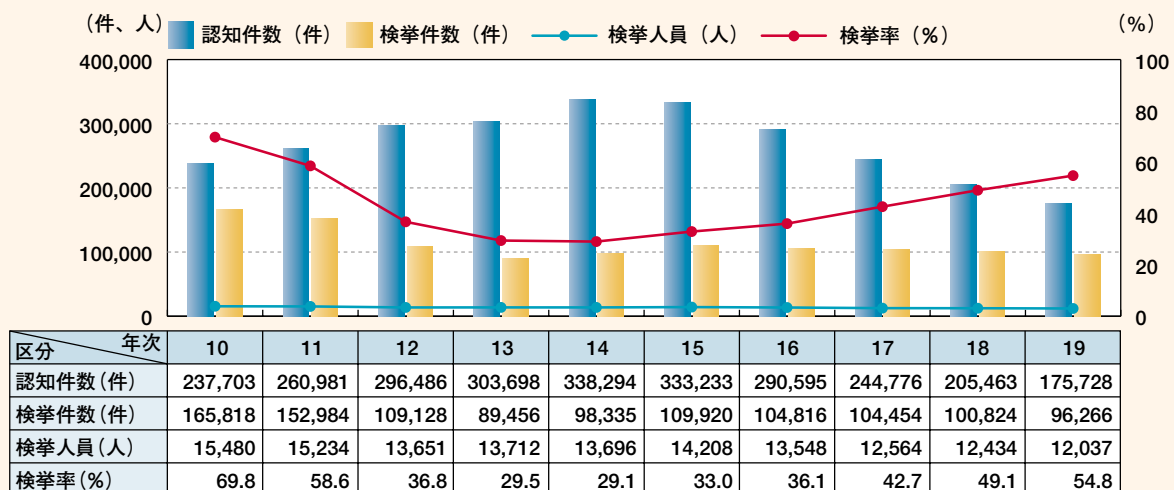
図 1-6 侵入強盗の認知・検挙状況の推移（平成10～19年）



② 侵入窃盗

10年以降増加していた侵入窃盗の認知件数は、15年から減少に転じ、19年中は17万5,728件と、前年より2万9,735件（14.5%）減少した。19年中の検挙件数は9万6,266件、検挙人員は1万2,037人と、それぞれ前年より4,558件（4.5%）、397人（3.2%）減少した。

図 1-7 侵入窃盗の認知・検挙状況の推移（平成10～19年）



注：午後10時から午前7時までの間に、営業しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットの売上金等を目的として敢行された強盗

2 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策

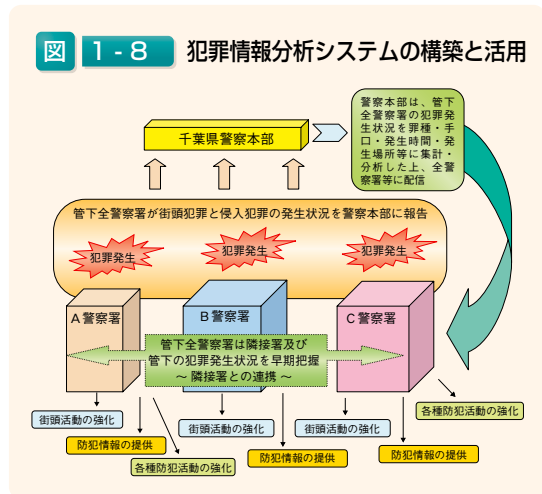
刑法犯の認知件数は、平成8年以降急増したが、中でも街頭での強盗やひったくり、住宅等に侵入して行われる窃盗や強盗等の増加が顕著であった。こうした街頭犯罪及び侵入犯罪は、平穏であるべき日常生活の場において行われるものであるため、その急増が国民に大きな不安を与えてきた。

このため、警察では、街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するため、15年1月から「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策」を推進している。各都道府県警察では、地域の犯罪発生実態に応じ、重点を置くべき地域や犯罪類型を絞った計画を策定し、これに基づく総合対策を実施するとともに、その効果の検証を行っている。

(1) 犯罪情報分析システムの構築と活用

警察では、犯罪発生実態を多角的に分析することにより、迅速・的確な捜査活動を行うとともに、効果的に犯罪の発生を抑制するため、犯罪情報分析システムを構築している。

例えば、千葉県警察では、発生が多い街頭犯罪と侵入犯罪の発生状況等を毎日、警察署から同警察本部に送信させ、この情報を詳細に集約・分析した上で、その結果を各警察署等に配信している。各警察署では、これらの情報を防犯情報としてウェブサイト等各種媒体を利用して地域住民に提供するほか、街頭活動等に活用している。



(2) 街頭活動の強化

警察では、街頭犯罪・侵入犯罪の抑止対策を効果的に推進するため、犯罪の多発する地域や時間帯に重点を置くなど、犯罪発生実態に即した警戒活動・取締活動を推進している。

(3) 秩序違反行為の指導取締りの強化

刃物や侵入工具の携帯等のほか、いわゆるピンクビラのはり付けや街頭で公然と行われる客引き行為等の秩序違反行為は、街頭犯罪や侵入犯罪につながる違反行為であり、これを放置する場合には、国民の規範意識の低下を招き、街頭犯罪や侵入犯

図 1-9 街頭活動の強化

- 交番・駐在所の地域警察官による街頭パトロールの強化
- 警察本部の自動車警ら隊、機動隊、交通機動隊等を重点地区・時間帯に集中的に投入
- 各部門の警察官を集めた特別の捜査班、平素は執務室で勤務する警察官をも組み入れた特別の警戒部隊を編成するなど体制を強化

表 1-1 秩序違反行為の送致件数、送致人員の推移（平成14～19年）

罪種	14		15		16		17		18		19	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	—	—	227	263	505	319	556	309	612	362	575	323
軽犯罪法	6,748	6,795	7,712	7,705	11,595	11,610	11,181	11,290	15,617	15,838	18,478	18,920
凶器携帯（第2号）	1,676	1,633	2,783	2,692	6,266	6,147	5,816	5,656	9,004	8,836	10,322	10,137
侵入具携帯（第3号）	363	284	391	281	297	235	237	193	324	263	286	239
窃視（第23号）	472	444	474	425	464	427	486	437	440	394	435	401
追隨等（第28号）	209	199	240	221	320	293	359	344	450	434	432	413
田畑等侵入（第32号）	468	500	447	522	1,035	1,191	1,077	1,284	1,584	1,893	3,391	3,771
はり札、標示物除去（第33号）	3,098	3,200	2,784	2,896	2,477	2,558	2,160	2,212	2,447	2,483	2,005	2,115
銃砲刀剣類所持等取締法（第22条及び第22条の4）	3,501	2,349	4,166	2,830	4,198	3,146	4,449	3,347	4,923	3,795	4,981	4,020
迷惑防止条例	5,636	5,442	6,482	6,345	7,269	7,048	8,018	7,736	7,835	7,541	7,699	7,373

罪を含めた犯罪の発生につながると考えられる。そこで警察では、これらの違反行為を見過ごすことなく、事案の内容に応じて指導、警告及び検挙を行っている。

(4) 乗物盗対策とひったくり対策

自動車盗

警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省と民間17団体から成る自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームでは、「自動車盗難等防止行動計画」(平成14年1月策定、18年12月改定)に基づき、イモビライザ等を備えた盗難防止性能の高い自動車の普及、使用者に対する防犯指導及び広報啓発、盗難自動車の不正輸出防止対策等を推進している。さらに、オートバイ盗の防犯対策として、製造業者に車両の盗難の実態や手口に関する情報を提供し、メインスイッチ部(キー部分)の破壊防止装置やイモビライザ等の盗難防止装置を備えたオートバイの普及を促進した。

ひったくり

ひったくり事件の多発を受け、警察では、その発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について指導啓発を行うほか、防犯協会等と協力して、自転車の前かごに取り付けるひったくり防止カバー等の普及を促進している。

(5) 侵入犯罪対策

侵入犯罪を抑止するため、平成15年9月に施行された特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づき、正当な理由によらない特殊開錠用具等の所持等の取締りを強化している(前頁表1-1参照)。また、警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体で構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めている。20年5月末現在で17種類3,759品目が目録に掲載されている。さらに、警察庁のウェブサイトに「住まいる防犯110番」(<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/index.html>)を開設し、総合的な侵入犯罪対策の広報を推進している。



CPマーク
CP部品だけが表示
できる共通標章で
Crime Prevention
(防犯)の頭文字を
図案化したもの



自動車盗難防止の広報ポスター



「防犯性能の高い建物部品」
広報ポスター



住まいる防犯110番

(6) 店舗対象の強盗対策

金融機関を対象とした強盗事件の発生は、依然高い水準にある。警察では、金融機関の防犯体制や店舗等の構造、防犯設備等に関して基準を定め、関係機関・団体に対し指導を行うとともに、機会をとらえて防犯訓練や警察官の巡回を実施している。また、24時間営業のコンビニエンスストア等の増加に伴い、深夜帯における強盗事件が都市部を中心に多発していることから、警察では、防犯体制、現金管理の方法、店舗の構造等を定めた防犯基準を策定し、これに基づき指導を行っている。



金融機関における模擬強盗訓練

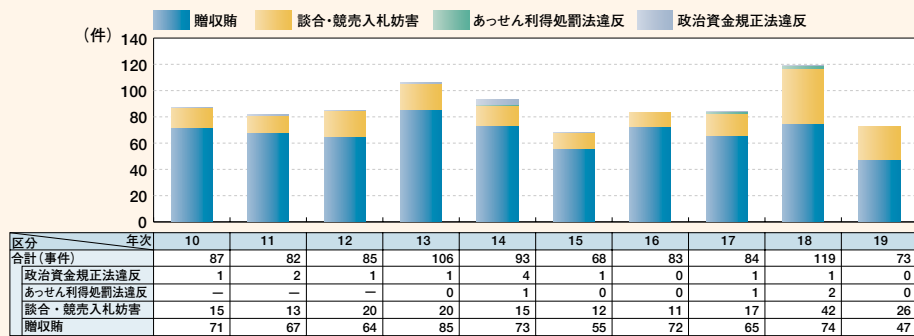
3 構造的な不正事案

(1) 政治・行政をめぐる不正事案

地方公共団体の長や議員による贈収賄事件、競売入札妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正が相次いで表面化している。

第16回統一地方選挙（平成19年4月8日及び22日施行）における選挙期日後90日現在（19年7月7日及び7月21日現在）の公職選挙法違反の検挙件数は1,026件、検挙人員は1,434人（うち逮捕者283人）と、前回の第15回統一地方選挙期日後90日の時点に比べ、検挙件数は956件（48.2%）、検挙人員は1,962人（57.8%）減少した。第21回参議院議員通常選挙（19年7月29日施行）における選挙期日後90日現在（19年10月27日現在）の公職選挙法違反の検挙件数は156件、検挙人員は237人（うち逮捕者55人）と、前回の第20回参議院議員通常選挙期日後90日の時点に比べ、検挙件数は251件（61.7%）、検挙人員は162人（40.6%）減少した。

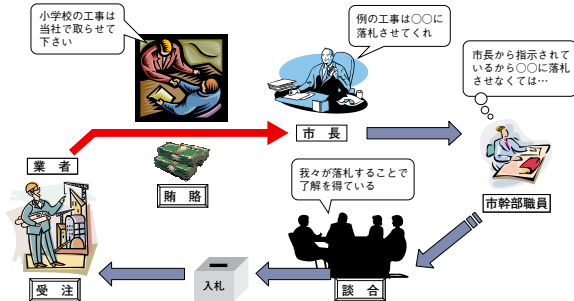
図 1-10 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数^(注1)の推移



注：公職選挙法違反事件を除く。

事例 1

深川市長（68）は、18年に同市が発注した小学校校舎の改築に伴う機械設備工事に係る指名競争入札に際し、建設会社の代表取締役（58）から、同社と別の建設会社1社とで構成する共同企業体が落札できるように取り計らってほしいとの依頼を受け、その見返りとして賄賂を受け取り、同企業体に落札させるよう市幹部職員（59）に指示するなどした。同年12月までに同市長、同市幹部職員、同代表取締役ら8人を競売入札妨害罪で逮捕するとともに、19年1月までに同市長を加重収賄罪で逮捕した（北海道）。



事例 2

不在者投票管理者を務める特別養護老人ホームの施設長（48）ら6人は、19年7月ころ、不在者投票を行う施設として指定を受けた同特別養護老人ホームにおいて、これに入所している有権者十数名の投票用紙を使用して投票を偽造しようと企て、同有権者らに無断で投票用紙に候補者の氏名を記載するなどして選挙管理委員会に送致し、投票日当日に、同有権者らが属する投票区の投票管理者^(注2)をして、同投票用紙を投票箱に投入させ、投票を偽造した。同年8月、公職選挙法違反（投票偽造）で検挙した（岐阜）。

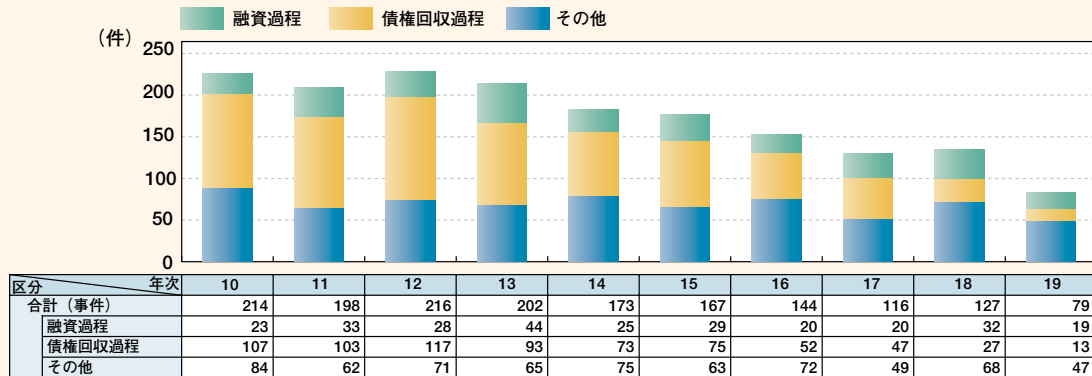
注1：同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上した統計

注2：公職選挙法第37条に基づき、選挙ごとに置かれ、投票に関する事務を担任する者

(2) 経済をめぐる不正事案

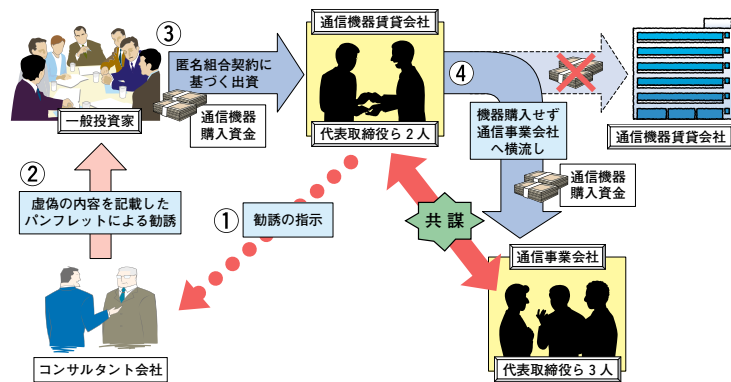
平成19年中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は79件で、前年より48件（37.8%）減少した。また、その他の経済をめぐる不正事案では、次のような社会的反響の大きい事件を検挙した。

図 1-11 金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移（平成10～19年）



事例

通信事業会社の代表取締役(55)ら3人は、通信機器賃貸会社の代表取締役(54)ら2人と共謀し、同賃貸会社が自社に賃貸する通信機器を購入する資金名目で、一般投資家から、匿名組合契約^(注)に基づく出資を募り、これをだまし取ろうと企て、17年1月ころから9月ころにかけて、同賃貸会社取締役が代表取締役を務めるコンサルタント会社の事情を知らない従業員に虚偽の内容のパンフレットを用いて出資の勧誘を行わせ、一般投資家30人から3億6,000万円をだまし取った。19年4月までに詐欺罪で検挙した（警視庁）。



(3) 財務捜査体制の整備

企業等の経済活動に関連して行われる犯罪の捜査では、犯罪の背景、動機、実行行為等を明らかにするため、帳簿類等の客観的な資料に基づいて、捜査対象となる企業等の財務実態を解明することが不可欠である。このため、警察大学校財務捜査研修センターでは、全国の捜査員を対象に、簿記その他の財務捜査に必要な知識や捜査手法等について教育を行うとともに、最新の企業会計制度に即した財務捜査手法等の調査研究を行っている。

また、都道府県警察では、公認会計士等の資格を有する者や民間企業での会計事務の経験者等を財務捜査官として採用するなど、体制強化に努めている。



財務捜査研修センターでの研修風景

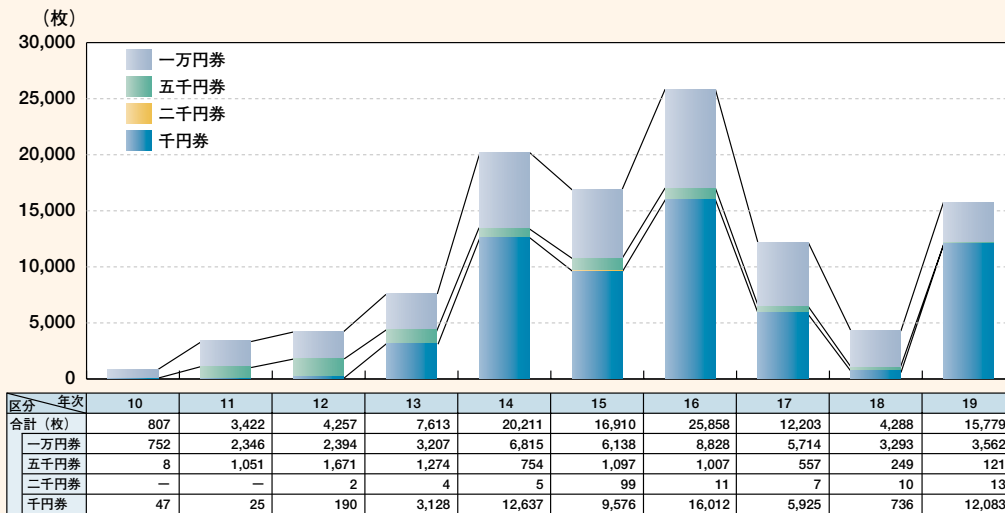
注：商法第535条に基づいて締結される、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、相手方がその営業から生じる利益を配分することを約する契約

4 通貨偽造犯罪

(1) 発見状況

過去10年間の偽造日本銀行券の発見枚数^(注)の推移は次のとおりであり、平成19年中は、前年より大幅に増加した。

図 1-12 偽造日本銀行券の発見枚数の推移（平成10～19年）



(2) 特徴的傾向と対策

最近の偽造日本銀行券の中には、対面行使が可能であるほど外観が本物らしいものが発見されている。これは、高性能のコンピュータ、スキャナ、プリンタ等が一般に普及し、精巧な偽造を容易に行えるようになったためと考えられる。券種別では、一万円券や五千円券の偽造日本銀行券は、新しい図柄の銀行券の発行等の偽造対策により平成17年以降減少傾向にある。千円券の偽造日本銀行券については、自動販売機の改良等により一時激減したものの、19年は、特定の自動販売機を対象とした行使事案の発生により、再び増加した。



通貨偽造・同行使事件で押収した偽造日本銀行券等

警察庁では、財務省を始めとする関係省庁や日本銀行と連携して、ポスターやウェブサイトなどで偽造日本銀行券が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民に注意を喚起している。また、コンピュータ関連機器、自動販売機等の製造業者団体に情報を提供し、通貨偽造や偽造通貨行使を防ぐシステムの開発等の通貨偽造犯罪対策の強化を要請するなどしている。

事例

日系ブラジル人の男(34)は、19年1月ごろ、愛知県内の自宅において、スキャナ機能付きのプリンタを使用して五千円券数十枚を偽造し、同年3月ごろ、同県内の複数のガソリンスタンドで代金として手渡し、行使した。同年5月までに通貨偽造・同行使罪で逮捕した(愛知)。

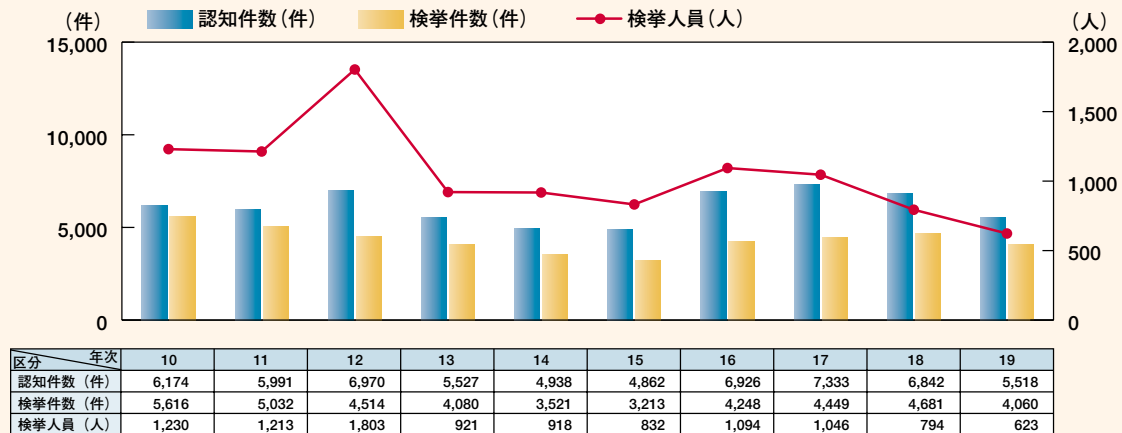
注：届出等により警察が押収した枚数

5 カード犯罪

(1) カード犯罪の認知・検挙状況

過去10年間のカード犯罪^(注1)の認知・検挙状況の推移は次のとおりであり、平成19年中のカード犯罪の認知件数、検挙件数及び検挙人員は、いずれも前年より減少した。

図 1-13 カード犯罪の認知・検挙状況の推移(平成10～19年)

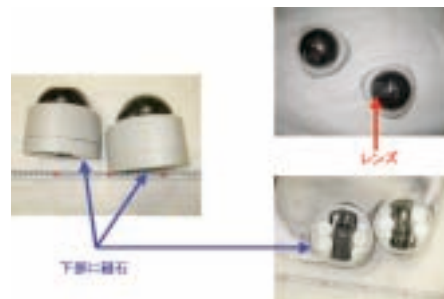


(2) カード犯罪の傾向と警察の対応

① カード犯罪の傾向

認知状況をみると、窃取・拾得し又は偽造したキャッシュカード等を使用して現金自動預払機(ATM)から現金を盗む事件や偽造したクレジットカードを使用して商品を購入する詐欺事件が多い。カード犯罪の認知件数のうち、90.2%がこのような事件である。

その手口は巧妙化しており、ATMの周りに隠しカメラを設置して、ATMから現金を引き出す際に必要となるカードの暗証番号を盗み見るものや、ゴルフ場、銭湯等の貴重品ボックスから不正にカードを入手し、スキミング^(注2)するものなどがみられた。



押収した隠しカメラ

② 警察の対応

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失の届出があった場合はカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。また、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」において、預貯金者が金融機関に対し、盗難されたキャッシュカード等により自分の口座から不正に払い出された額に相当する金額の補てんを求める際、捜査機関に対する届出が必要とされていることから、金融機関から警察に対して被害届の有無等についての照会があった場合には、被害届を受理しているかどうかを回答するなどして、円滑な被害の回復に協力している。

注1：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

2：真正なカードのデータをスキマー(磁気情報読取装置)を用いて読み取る行為

6 ヤミ金融事犯、悪質商法等

(1) ヤミ金融事犯

平成19年中のヤミ金融事犯^(注1)の検挙事件数等は表1-2のとおりであり、このうち、暴力団が関与する事件は約29.3%であった。

ヤミ金融事犯は、取立て等において、特定店舗を設けず車を使用し各地を転々としながら他人名義の携帯電話や預貯金口座を利用するなど、手口が巧妙化している。

多重債務問題が深刻な社会問題となっている状況を踏まえ、18年12月、貸金業の規制等に関する法律等の改正が行われ、罰則の強化を内容とする一部の規定が19年1月20日から、法律の題名変更(変更後の題名は、貸金業法)、取立行為規制の強化等を内容とする一部の規定が同年12月19日から施行された。

これらを活用し、警察では、全国の都道府県警察に設置したヤミ金融事犯の集中取締本部による取締りを推進している。

表 1-2 金融事犯の検挙状況の推移(平成15~19年)

年次		15	16	17	18	19
検挙事件数	ヤミ金融事犯	556	432	339	323	484
	その他	7	5	4	4	4
	合計	563	437	343	327	488
検挙人員(人)	ヤミ金融事犯	1,246	919	706	710	995
	その他	24	8	13	8	8
	合計	1,270	927	719	718	1,003
検挙法人(法人)	ヤミ金融事犯	14	20	7	14	20
	その他	0	0	1	1	1
	合計	14	20	8	15	21
被害人員等	ヤミ金融事犯	321,841	279,389	173,399	154,511	148,543
	その他	3,103	2,619	9,036	42,013	435
	合計	324,944	282,008	182,435	196,524	148,978
被害額等	ヤミ金融事犯	322億3,639万円	348億2,775万円	237億7,804万円	199億7,536万円	303億8,998万円
	その他	103億8,324万円	69億3,483万円	17億7,650万円	80億2,380万円	2億8,077万円
	合計	426億1,963万円	417億6,258万円	255億5,454万円	279億9,916万円	306億7,075万円

注1：被害人員等には、高金利貸付等に係る借入者、詐欺の被害者等を計上している。
 注2：被害額等には、高金利等に係る貸付金額、詐欺の被害額等を計上している。
 注3：そのほかには、銀行法違反(無免許)等の事犯が含まれる。



被害防止用
リーフレット
作成：(社)全国消費生活相
談員協会

事例

無登録貸金業者(45)ら11人は、16年3月ころから18年8月ころにかけて、関東と九州との間を車で移動しながら、移動した先々で「即決融資OK」等の広告を電柱にはり付けるなどして融資を勧誘し、約5,000人に約4億4,000万円を貸し付け、法定金利の約50倍から約90倍の利息を他人名義の口座に振り込ませて受領するなどした。19年10月までに、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)違反(高金利)、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)違反(犯罪収益等隠匿)等で逮捕した(静岡、福岡、大分)。

(2) 悪質商法

① 資産形成事犯

平成19年中の資産形成事犯^(注2)の検挙状況は表1-3のとおりであり、海外事業への投資や未公開株の取引を装って多額の出資を募った詐欺事件等が発生した。

表 1-3 資産形成事犯の検挙状況の推移(平成15~19年)

年次		15	16	17	18	19
検挙事件数(事件)		12	10	9	17	12
検挙人員(人)		72	78	41	73	86

注1：出資法違反(高金利)事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等の事件

注2：資産形成の各種取引に係る出資法、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯

事例

1

健康食品販売会社役員（61）ら17人は、15年5月ころから17年6月ころにかけて、「当社に1口50万円を出資すれば5年間で100万円、300万円以上出資すれば出資額の2.5倍の金額を支払う」などとして、顧客約1万3,000人から約537億円をだまし取った。19年1月、詐欺罪で逮捕した（警視庁、福岡、静岡）。

事例

2

福祉機器販売会社役員（55）ら3人は、10年3月ころから17年9月ころにかけて、「銀行の代わりに私にお金を預けてもらえば、高い金利を払うし、必要なときにはすぐに返金する」などとして、聴覚障害者ら約270人から約27億円をだまし取った。19年2月、詐欺罪で逮捕した（警視庁、山梨）。

事例

3

無登録証券会社役員（58）ら11人は、16年11月ころから18年2月ころにかけて、上場予定のない会社の株券を、「上場確実な優良企業の未公開株を販売している。初値は購入価格の2倍以上になる」などとして購入を持ち掛け、取引経験のない高齢者ら約2,800人から約33億円をだまし取った。19年6月までに、詐欺罪で逮捕した（愛知）。

② 特定商取引等に係る事犯

19年中の特定商取引等に係る事犯の検挙状況は表1-4のとおりであり、高齢者宅等を訪問して、床下や屋根等の点検を口実に不要なりフォーム工事を高額で行う「点検商法」や、人の不安を煽ったうえ、災厄を免れる効果があるとする高額な印鑑等を売りつける「靈感商法」が目立った。

表 1-4 特定商取引等に係る事犯の検挙状況の推移（平成15～19年）

区分	年次	15	16	17	18	19
検挙事件数（事件）		65	75	124	138	112
検挙人員（人）		204	229	330	385	299



悪質商法に関する広報啓発パンフレット

事例

1

住宅リフォーム会社役員（30）ら5人は、17年4月ころから19年3月ころにかけて、床下点検を装って主に高齢者宅を訪問し、破損していない排水管を故意に破壊した上で、「排水管が壊れている。全部取り替えなければだめだ」などと告げ、約4,000人に修繕工事の契約を締結させるなどした。19年3月、特定商取引に関する法律違反（不実の告知）、詐欺罪等で逮捕した（北海道）。

事例

2

印鑑販売会社役員（65）ら14人は、15年4月ころから18年3月ころにかけて、姓名判断や家相鑑定と称して主に高齢者宅を訪問し、印鑑の売買契約の締結について勧誘する際、「字画も家相も良くないので、このままでは家族が早死にする。魔よけの鬼門封じの印鑑を作ればすべて良くなる」などと長時間居座って執拗に売買契約の締結を勧誘し、約3万人に高額な印鑑の売買契約を締結させるなどした。19年5月までに、特定商取引に関する法律違反（威迫困惑）で逮捕した（福岡）。

(3) その他の経済事犯

平成19年中の不動産取引をめぐる事犯の検挙事件数は31事件、検挙人員は46人で、検挙した事件の主な適用法令は、建築基準法及び宅地建物取引業法であった。

7 知的財産権侵害事犯、環境事犯等

(1) 知的財産権侵害事犯

平成19年中の知的財産権侵害事犯の検挙件数は1,283件、検挙人員は715人で、16年以降、高水準で推移している。

偽ブランド事犯（商標法違反）では、依然として押収した偽ブランド品の大半が中国及び韓国を中心とするアジア諸国から密輸入されており、92.8%が海上貨物、3.9%が国際郵便を利用して持ち込まれている。販売形態は、店舗販売が41.0%、インターネット・オークション利用販売が27.0%、露店販売が10.4%と様々である。

海賊版事犯（著作権法違反）では、会社員、学生等、一般のコンピュータ利用者による海賊版CD、DVD等の複製事犯が後を絶たず、販売形態では、インターネット・オークション利用販売が39.9%を占めている。

警察では、中国及び韓国から大量の偽ブランド品が密輸入されていることや両国において我が国の企業の知的財産権が侵害される例が増加していることを踏まえ、両国の捜査機関に対し、国内での取締りの強化を要請するとともに、両国の捜査機関と情報交換を行うなどの連携強化を図っている。また、不正商品対策協議会^(注)における活動を始め、権利者等と連携した知的財産の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

表 1-5 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（平成15～19年）

区分	年次		15		16		17		18		19	
	件数・人員		件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
総数			789	407	1,233	640	1,615	798	1,403	780	1,283	715
商標法			542	271	910	479	1,138	551	1,096	537	860	472
不正競争防止法			15	20	7	1	29	37	16	19	21	42
著作権法			229	110	315	159	445	206	287	219	398	198
特許法			2	4	0	0	1	2	2	2	0	0
意匠法			0	0	1	1	2	2	2	3	4	3
実用新案法			1	2	0	0	0	0	0	0	0	0

表 1-6 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国別押収状況の推移（平成15～19年）

区分	年次	15	16	17	18	19
中国（点）		9,109	16,737	9,663	73,512	143,170
韓国		54,015	96,572	98,436	115,881	117,930
香港		3,908	119	2,091	70	49,694
台湾		0	153	32,258	388	0
その他		4,278	225	11,627	211	4,508
合計		71,310	113,806	154,075	190,062	315,302

事例

日本人の男（40）、韓国人の男（39）ら7人は、18年6月ころから同年12月ころにかけて、中国から約62万点の偽ブランド品を密輸入するなどした。19年2月までに商標法違反（引渡し）及び関税法違反（輸入してはならない貨物の輸入未遂）で逮捕し、偽ブランド品約8万8,500点を押収した（富山、大阪）。



押収した偽ブランド品

注：昭和61年、不正商品の排除及び知的財産の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

(2) 食品の偽装表示事犯

平成19年中の食品の偽装表示事犯は4件であった。食肉等の偽装表示事犯の発覚を契機に同種の事犯が全国的に相次いで発覚し、食品の表示に対する国民の信頼が大きく損なわれていることを踏まえ、警察では、農林水産省等の関係機関と連携して、悪質な事案に対する取締りを行っている。

事例

1

精米製造販売会社代表取締役（47）ら3人は、18年9月、精米の原産地を誤認させる表示をし、また、混合米を特定の銘柄米として小売業者に販売した。19年6月、不正競争防止法違反（誤認惹起行為）及び詐欺罪で逮捕した（大阪）。



偽装した精米の検証状況

事例

2

食肉製造加工会社代表取締役（69）ら4人は、牛肉に豚肉、鶏肉、羊肉及び鴨肉を加えるなどして製造したひき肉を牛肉だけを原料としているように表示し、食品加工会社17社に販売するなどしていた。19年10月、不正競争防止法違反（誤認惹起行為）で逮捕するとともに、同年11月に詐欺罪で検挙した（北海道）。



偽装したひき肉製造工程の検証状況

(3) 環境事犯

① 廃棄物事犯

警察では、環境を破壊する犯罪のうち、特に、廃棄物の不法投棄事犯等に重点を置き、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを推進している。また、関係機関に必要な情報を提供して環境被害の拡大防止と早期の原状回復を促している。

平成19年中には、検挙事件数、検挙人員共に大幅に増加しており、産業廃棄物の処理責任を負っている排出事業者を不法投棄、委託違反等で379事件を検挙した。また、軽油の密造に伴い生成される硫酸ピッチ^(注1)やスラッジ^(注2)の不適正処理事犯を6事件、44人、1法人検挙した。

表 1-7 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成15～19年）

区分 \ 年次	15	16	17	18	19
検挙事件数（事件）	2,695	3,166	4,123	5,301	6,107
検挙人員（人）	4,227	4,684	5,728	6,852	7,797
検挙法人（法人）	334	320	527	423	549

注1：軽油を精製する際、不純物として出る強酸性のタール状沈殿物。触れると肌がただれ、目に入ると失明のおそれもあるほか、鼻をつく亜硫酸ガスを発生させ、これを吸引すると呼吸困難等を起こす危険がある。

注2：硫酸ピッチを取り除いた軽油を更に精製する際に不純物として出る泥状の沈殿物。強酸性のものは硫酸ピッチと同様の危険性を持つ。

事例

会津小鉄会傘下組織幹部（38）ら17人は、15年11月から18年2月にかけて、処分を受託したプラスチック類やスラッジ等の廃棄物約620トンを、造成工事を装い恒常的に埋め立てて不法投棄した。19年3月までに廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（委託違反、不法投棄）で逮捕した（滋賀）。



埋立不法投棄された廃棄物

② 鳥獣の違法捕獲等に係る事犯

警察では、国内に生息する野生鳥獣の違法捕獲等に係る事犯、希少野生動植物種の密輸入や国内での違法取引等に係る事犯、動植物及び生態系の保護等に係る事犯等の取締りを行っている。

表 1-8 鳥獣の違法捕獲等に係る事犯の検挙状況（平成18、19年）

区分	年次	18		19	
	件数・人員	件数（件）	人員（人）	件数（件）	人員（人）
鳥獣保護法 ^(注1) 違反		775	546	943	687
動物愛護管理法 ^(注2) 違反		91	79	92	81
種の保存法 ^(注3) 違反		70	35	41	12

注1：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

注2：動物の愛護及び管理に関する法律

注3：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

事例

自営業者の男（34）は、18年6月ころから、インターネット・オークションで購入した特定動物である鱷^{わに}2匹（メガネカイマン、ブラジルカイマン）及び大型の蛇2匹（ボアコンストリクターインペラートル）を許可なく自宅において飼養していた。19年9月、動物愛護管理法違反（特定動物の無許可飼養）で逮捕した（石川）。



無許可で飼養していた鱷・蛇

（4）保健衛生事犯

近年、国民の健康や美容願望につけ込み、医学的根拠が明らかでない効能をうたい、又は虚偽の体験談を用いてあたかも特定の疾病や部位に効くような宣伝をして健康食品を高額で販売する事犯のほか、模造された医薬品を販売するなどの薬事法違反、無資格で医業行為を行う医師法違反等の事犯が発生している。

表 1-9 保健衛生事犯の検挙状況（平成18、19年）

区分	年次 件数・人員	18		19	
		件数（件）	人員（人）	件数（件）	人員（人）
総数		482	461	560	572
薬事関係事犯		201	197	196	225
医事関係事犯		65	93	63	110
公衆衛生関係事犯		216	171	301	237
食品衛生関係事犯		29	16	56	43
その他		187	155	245	194

事例

無職の男（32）は、平成17年11月、偽造した医師免許証を用いて診療所を開設し、19年10月までに、約8,000人の患者に対し無資格で眼科診療を繰り返すとともに、その資格がないのにカルテを作成して診療報酬を不正に請求し、合計約3,750万円をだまし取った。19年10月、この男を、医師法違反（無資格医業）で逮捕するとともに、20年1月、詐欺罪等で検挙した（岐阜）。



偽造された医師免許証及び偽の医師が開設したクリニック

(5) 諸法令違反

平成19年中は、水産資源の違法捕獲等に係る事犯、無線局の不法開設に係る事犯等が発生した。

表 1-10 主な諸法令違反の検挙状況（平成18、19年）

区分	年次 件数・人員	18		19	
		件数（件）	人員（人）	件数（件）	人員（人）
電波法		1,989	1,992	1,759	1,749
漁業法違反（漁業調整規則を含む。）		454	556	519	637
水産資源保護法（漁業調整規則を含む。）		238	261	193	212

事例

無職の男（56）ら8人は、19年10月、鮑^{あわび}の採捕禁止期間中であるにもかかわらず、採捕、運搬、見張り等の役割を分担して鮑約2,400個を採捕するなどした。同月、この男らを漁業調整規則違反（採捕禁止期間内の採捕、違反採捕水産動物の所持）で逮捕した。また、同年11月、この男らが密漁したものであることを知りながら、18年7月から19年10月にかけて鮑約16トンを買付けしていた水産物販売会社役員（64）を同規則違反（違反採捕水産動物の所持）で逮捕した（岩手）。



密漁された鮑

8 サイバー犯罪

インターネットその他高度情報通信ネットワークは、国民生活の利便性を向上させ、社会・経済の根幹を支えるインフラとして機能している。その一方で、サイバー犯罪^(注1)は年々増加しており、犯罪の手口についても高度化・多様化している状況にある。

(1) サイバー犯罪の情勢

① サイバー犯罪の検挙状況

サイバー犯罪の検挙件数は増加の一途をたどっており、平成19年中は5,473件と、前年より1,048件（23.7%）増加し、過去最高となった。

表 1-11 サイバー犯罪の検挙件数の内訳（平成15～19年）

罪名	年	15	16	17	18	19	前年比増減
不正アクセス禁止法違反（件）		145	142	277	703	1,442	739（105.1%）
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪		55	55	73	129	113	△ 16（△ 12.4%）
電子計算機使用詐欺		34	42	49	63	74	11（17.5%）
電磁的記録不正作出・毀棄		12	8	17	56	34	△ 22（△ 39.3%）
電子計算機損壊等業務妨害		9	5	7	10	5	△ 5（△ 50.0%）
ネットワーク利用犯罪		1,649	1,884	2,811	3,593	3,918	325（9.0%）
詐欺		521	542	1,408	1,597	1,512	△ 85（△ 5.3%）
児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）		269	370	320	463	551	88（19.0%）
児童買春・児童ポルノ法違反（児童ポルノ）		102	85	136	251	192	△ 59（△ 23.5%）
青少年保護育成条例違反		120	136	174	196	230	34（17.3%）
わいせつ物頒布等		113	121	125	192	203	11（5.7%）
著作権法違反		87	174	128	138	165	27（19.6%）
商標法違反		95	82	109	218	191	△ 27（△ 12.4%）
その他		342	374	411	538	874	336（62.5%）
合計		1,849	2,081	3,161	4,425	5,473	1,048（23.7%）

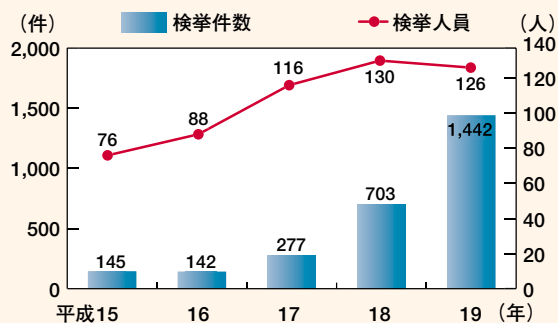
ア ネットワーク利用犯罪

19年中のネットワーク利用犯罪^(注2)の検挙件数は3,918件と、前年より325件（9.0%）増加した。特に、詐欺の検挙件数が1,512件と、ネットワーク利用犯罪の検挙件数の38.6%を占めており、詐欺の検挙件数の81.3%がインターネット・オークションを利用したものであった。また、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）違反、児童福祉法違反及びいわゆる青少年保護育成条例違反の検挙件数は1,021件と、前年より43件（4.4%）増加し、児童（18歳未満の者をいう。以下同じ。）の性的犯罪の被害も依然として深刻な状況となっている。

イ 不正アクセス禁止法違反

19年中の不正アクセス行為の禁止等に関する法律（以下「不正アクセス禁止法」という。）違反の検挙件数は1,442件と、前年より739件（105.1%）増加し、過去最高を記録した。このうち、

図 1-14 不正アクセス禁止法違反の検挙件数（平成15～19年）



注1：高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪

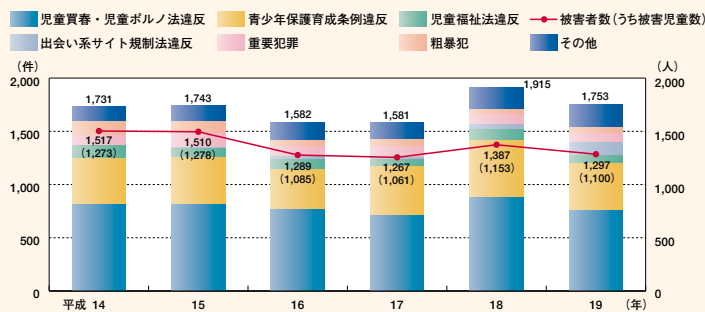
2：その実行に必要な不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪

フィッシングやスパイウェアといった巧妙な手口により他人の識別符号（ID、パスワード等）を取得したものが1,212件に上り、前年の2.9倍と急増した。

② 出会い系サイトに関係した事件の検挙状況

19年中のいわゆる出会い系サイト^(注)に関係した事件として警察庁に報告のあった件数は1,753件であり、これらの事件の被害者1,297人のうち、児童は1,100人（84.8%）であった。また、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）違反の検挙件数は122件（前年比75件増）であり、うち児童によるものは61件（前年比43件増）であった。

図 1-15 出会い系サイトに関係した事件の検挙件数の推移（平成14～19年）



③ サイバー犯罪等に関する相談の受理状況

19年中の都道府県警察におけるサイバー犯罪等に関する相談の受理件数は表1-12のとおりで、前年より19.1%増加した。特に、詐欺・悪質商法に関する相談が前年より56.2%増加した。また、19年中のインターネット安全・安心相談システム（<http://www.cybersafety.go.jp/>）へのアクセス件数は420,487件であった。特に、「料金請求」へのアクセスが143,855件（60.2%）であり、架空・不当請求に関するトラブルに遭っている利用者が多いことがうかがわれる。

表 1-12 サイバー犯罪等に関する相談の内訳（平成15～19年）

区分	年	15	16	17	18	19	増減	増減比
詐欺・悪質商法(件)		20,738	35,329	41,480	21,020	32,824	11,804	56.2%
インターネット・オークション		5,999	13,535	17,451	14,905	12,707	△2,198	△14.7%
名誉毀損・誹謗中傷		2,619	3,685	5,782	8,037	8,871	834	10.4%
迷惑メール		2,329	3,946	3,975	2,930	4,645	1,715	58.5%
違法・有害情報		4,225	4,157	5,317	4,335	3,497	△838	△19.3%
不正アクセス、ウイルス		1,147	2,160	3,965	3,323	3,005	△318	△9.6%
その他		4,697	7,802	6,203	6,917	7,644	727	10.5%
計		41,754	70,614	84,173	61,467	73,193	11,726	19.1%

(2) サイバー犯罪の取締りの推進

① 法令の整備

ア 不正アクセス禁止法

他人の識別符号を不正に入力し、高度情報通信ネットワークを通じてコンピュータにアクセスする行為を禁止するとともに、当該行為の被害を受けたアクセス管理者からの申出により、都道府県公安委員会が再発防止のために必要な資料の提供、助言、指導等を行うことなどとしている。

イ 古物営業法

インターネット・オークションを営もうとする者の届出義務、盗品その他犯罪によって領得された物の疑いがある場合の申告義務、出品者の確認並びに取引記録の作成及び保存に関する努力義務、競りの中止命令等について規定している。

注：面識のない異性との交際（以下「異性交際」という。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサイト

② 態勢の強化

ア サイバー犯罪対策の強化・効率化のための体制の整備

複数の都道府県にまたがって敢行されるサイバー犯罪については、関係都道府県警察が捜査の重複を防ぎつつ、連携して対処する必要がある。このため、警察庁では、16年に情報技術犯罪対策課を設置し、都道府県警察が行うサイバー犯罪捜査に関する指導・調整を行っているほか、捜査員の能力向上のための研修、産業界や外国関係機関等との連携、広報啓発活動等を推進している。

都道府県警察では、サイバー犯罪対策を効率的に進めるため、関係部門が連携の上、サイバー犯罪対策に関する知識及び技能を有する捜査員等により構成されるサイバー犯罪対策プロジェクトを設置している。また、サイバー犯罪捜査に必要な専門的技術・知識を有する捜査員を育成したり、民間企業でシステム・エンジニアとして勤務していた者をサイバー犯罪捜査官として採用したりしている。

イ 国による技術支援体制の確立

サイバー犯罪に悪用される技術が高度化し、その取締りには、高度な技術的知見が必要となったことから、警察庁では、サイバー犯罪対策に関し都道府県警察を技術的に指導する組織として情報通信局、管区警察局情報通信部及び都道府県（方面）情報通信部に情報技術解析課を設置している。また、警察庁技術センターでは、特に高度な暗号等で隠蔽された情報等の抽出・解析、コンピュータ・ウイルス等の不正プログラムの動作の解析等を行っている。

③ 国際連携

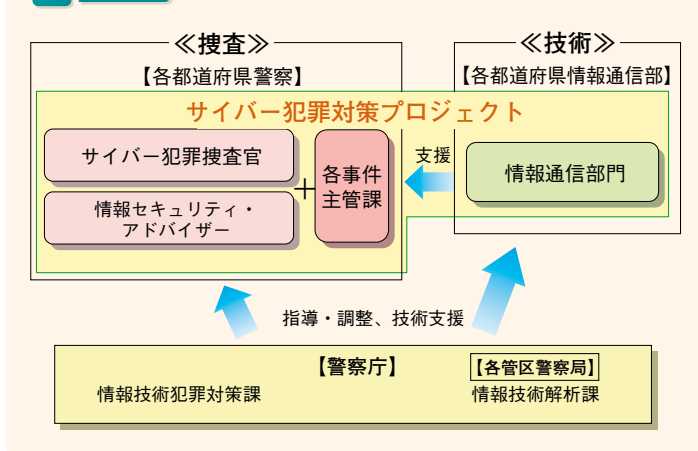
ア 国際的なサイバー犯罪の捜査協力の推進

サイバー犯罪は、容易に国境を越えて行われることから、国際的な協議の場で捜査機関相互の協力や各国国内の体制整備に関する議論を行っている。警察庁は、G8ローマ／リヨン・グループに置かれたハイテク犯罪サブグループや国際刑事警察機構（ICPO-Interpol）^(注)における捜査手法に関する情報の交換等に積極的に参加し、国際的な連携の強化に努めている。

また、20年6月現在、49か国・地域に国際的なサイバー犯罪に24時間常時対応できる連絡窓口である24時間コンタクトポイントが設置されているが、我が国では警察庁にこれを設置し、国際捜査協力の円滑化を図っている。

このほか、2001年（13年）11月、欧州評議会でサイバー犯罪に関する条約が採択されたことから、我が国でも、16年6月に同条約の締結について国会の承認を得、現在、締結に向けた国内法の整備のため、不正アクセス禁止法、刑法及び刑事訴訟法の改正を含む犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案が国会で審議されている。

図 1-16 サイバー犯罪対策のための体制



アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議

注：the International Criminal Police Organization-Interpol

イ 国際的なサイバー犯罪捜査技術協力の推進

警察庁では、アジア大洋州地域14か国・地域（20年6月現在）の法執行機関を結ぶサイバー犯罪技術情報ネットワークシステム（CTINS）^{（注1）}の整備・運用、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催を通じ、国際的なサイバー犯罪捜査技術協力を推進している。

（3）サイバー犯罪等の防止に向けた取組み

広報啓発活動

警察では、情報セキュリティに関する国民の知識及び意識の向上を図るため、警察やプロバイダ連絡協議会^{（注2）}等が主催する研修会、学校関係者等からの依頼による講演会、地域の各種セミナー、情報通信技術関連イベント等の機会を活用して、情報セキュリティ・アドバイザー等が、犯罪手口の実演を交えるなどしてサイバー犯罪の現状、対策等について周知を図っている。

また、広報啓発用パンフレットを配布するほか、情報セキュリティ対策ビデオのケーブルテレビでの放映、特定非営利活動法人POLICEチャンネルのウェブサイト（<http://www.police-ch.jp/>）等への掲載、警察署や図書館での貸出し等を推進したり、警察庁ウェブサイト（<http://www.npa.go.jp/>）において新たなサイバー犯罪の手口を紹介したりして、インターネットを利用する際の注意喚起を行っている。

民間企業等との連携

警察庁では、平成13年度から、有識者、関連事業者、PTAの代表者等で構成する総合セキュリティ対策会議を開催し、情報セキュリティに関する産業界と政府の連携の在り方について検討している。平成19年度総合セキュリティ対策会議においては、「Winny等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題とその対応策について」をテーマに議論を行い、20年3月に、著作権侵害者に対する対処方法等について報告書に取りまとめた。同報告書を受け、20年5月、著作権団体等及びプロバイダにより構成され、警察庁等関係省庁がオブザーバとして参加する「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が発足し、提言内容の実現に向けた検討を行っている。

自殺予告事案等への対応

近年、インターネット上で自殺を予告する事案や自殺の呼び掛けを通じて知り合った者同士が自殺する事案が多発している。都道府県警察は、インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン^{（注3）}に基づき、プロバイダ等から自殺を予告する者等に関する情報の開示を受け、インターネット上での自殺予告事案に対応している。19年中は、121件の事案に対応し、63人の自殺を行うおそれのあった者について説諭等の措置をとり、自殺を防止した。



情報セキュリティ対策ビデオ



警察庁ウェブサイト

注1：Cybercrime Technology Information Network Systemの略。電子メール、電子掲示板及びデータベースの機能を備え、暗号化されたネットワークにより、各国の担当官が安全に情報を共有できる手段を提供している。

2：都道府県警察では、関係行政機関、プロバイダ、消費者団体等で構成されるプロバイダ連絡協議会等を設置し、サイバー犯罪の情勢や手口、サイバー犯罪被害防止等に関する情報交換を行っているほか、講習会等の実施、一般向け広報資料の作成等を行っている。

3：17年10月に、業界団体が、警察庁及び総務省と連携し策定

1 子どもの安全対策

(1) 子どもを犯罪から守るための取組み

① 子どもが被害者となる犯罪

刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数（以下「子どもの被害件数」という。）は、平成14年以降減少傾向にあったが、19年中は3万4,458件と、前年より1,501件（4.6%）増加した。

19年における全刑法犯被害件数に占める子どもの被害件数の割合の高い罪種についてみると、略取誘拐が39.6%（82件）、強制わいせつが11.8%（907件）、公然わいせつが7.6%（73件）、殺人が6.9%（82件）となっており、全刑法犯被害件数に占める子どもの被害件数の割合（2.2%）と比べ、特に高くなっている。

図 1-17 刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数の推移（平成10～19年）

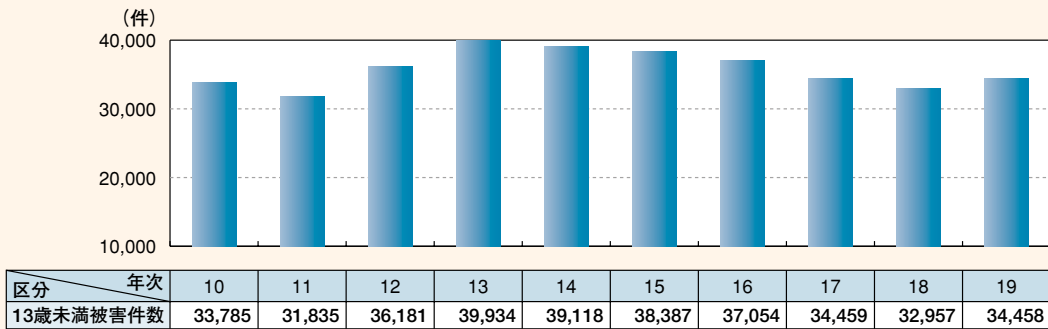
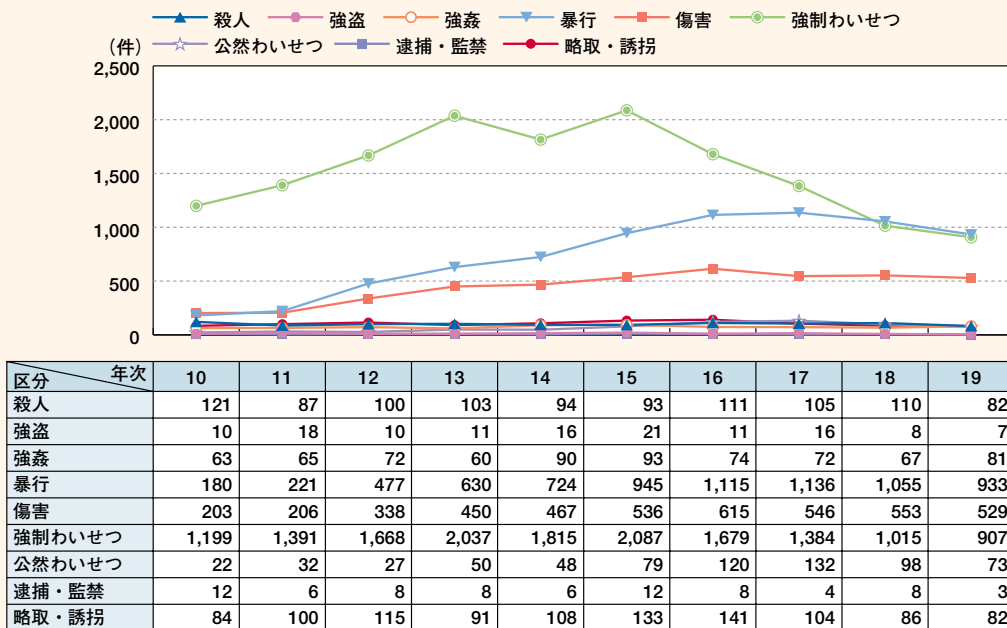


図 1-18 13歳未満の子どもの罪種別被害状況の推移（平成10～19年）



② 犯罪から子どもを守るための施策

ア 学校周辺、通学路等の安全対策

警察では、子どもが被害者となる事件を未然に防止し、子どもが安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールを強化するとともに、退職した警察官等をスクールサポーター（99頁参照）として委嘱し、積極的に学校に派遣するなどして、学校と連携して、学校や通学路における児童生徒の安全確保等を推進している。



通学路におけるパトロール活動

イ 被害防止教育の推進

警察では、子どもが犯罪に巻き込まれる危険を予見する能力や危険を回避する能力を向上させるため、幼稚園や保育所、小学校等において、学年や理解度に応じ紙芝居、演劇やロールプレイ方式等により、子どもが参加・体験できる防犯教室を学校や教育委員会と連携して開催しているほか、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。



防犯教室

コラム 1 子ども防犯テキスト

警察では、子どもの被害防止教育の一環として、保護者が子どもと共に利用できる「子ども防犯テキスト」を作成し、全国の小学校等に配付しており、子どもがより興味を持って学べるよう、子どもに人気の高いキャラクターを使用するなど、内容の工夫を行っている。

この「子ども防犯テキスト」については、警察庁のウェブサイト (http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki75/kodomo_bouhan_text.htm) から印刷して各家庭で活用することが可能となっている。



子ども防犯テキスト
©青山剛昌/小学館・読売テレビ・TMS 1996

ウ 情報発信活動の推進

子どもが被害に遭った事案や子どもに対する犯罪の前兆と思われる声掛けや付きまとい等の発生に関する情報については、迅速に児童や保護者に対し情報提供が行われるよう、警察署と小学校、教育委員会との間で情報共有体制を整備している。また、これらの情報を都道府県警察のウェブサイトで公開するとともに、電子メール等を活用した情報提供システムによる情報発信を行うなど、地域住民に対する積極的な情報提供を実施している。



不審者情報の提供

エ ボランティアに対する支援

子どもを犯罪の被害から守るためには、警察や教育委員会、学校による取組みを推進することはもとより、子どもを取り巻く地域ぐるみで子どもを見守る意識を持つことが重要である。そのため、警察では、「子ども110番の家」として危険に遭遇した子どもの一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っている。また、通学路における子どもの保護・誘導を主な活動内容とするボランティア団体に対し、活動拠点を整備したり資機材等を提供しているほか、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を積極的に支援している。



防犯ボランティア団体による活動

コラム 2 防犯ブザーの実効性の確保

子どもが携帯する防犯ブザーについては、防犯ブザーの音色や音量、耐久性、操作性等の性能基準が策定されており、警察では、各種機会を捉えて性能基準の周知を図るとともに、警察庁のウェブサイト (<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki67/index.html>) において、性能基準に適合した防犯ブザーのサンプル音を紹介するなど、防犯ブザーの実効性確保に努めている。



(2) 少年の福祉を害する犯罪

警察では、児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」^(注)という。）の取締りと被害少年の発見・保護を推進している。特に、児童買春や児童ポルノについては、児童買春・児童ポルノ法を積極的に適用し、取締りを強化している。

また、日本国民が国外で犯した児童買春・児童ポルノ事犯等の取締りや国際捜査協力を強化するため、警察庁では、平成19年11月、東南アジア4か国の捜査関係者、非政府組織（NGO）関係者等を招いて、児童の商業的・性的搾取対策に関する取組みについて意見交換を行った。

図 1-19 福祉犯の法令別検挙人員（平成19年）

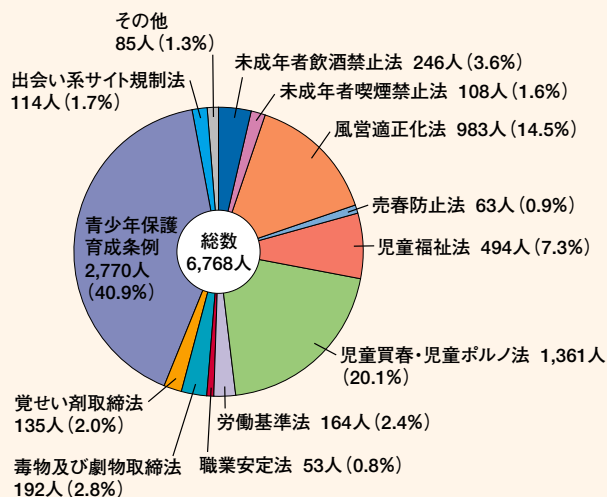


表 1-13 福祉犯の被害少年の学職別状況

区分	総数	未就学	学生・生徒					有職少年	無職少年
			小計	小学生	中学生	高校生	その他の学生		
19年	7,375	6	4,942	53	1,868	2,960	61	749	1,678
構成比	100.0	0.1	67.0	0.7	25.3	40.1	0.8	10.2	22.8
18年	7,258	13	4,789	72	1,895	2,758	64	705	1,751
構成比	100.0	0.2	66.0	1.0	26.1	38.0	0.9	9.7	24.1
増減数(人)	117	△7	153	△19	△27	202	△3	44	△73
増減率(%)	1.6	△53.8	3.2	△26.4	△1.4	7.3	△4.7	6.2	△4.2

表 1-14 児童買春・児童ポルノ法による検挙状況

区分	件数						人員					
	計	児童買春		児童ポルノ		計	児童買春		児童ポルノ			
		うち出会い系サイト利用に係るもの	うちテレホンクラブ営業に係るもの	うちインターネット利用に係るもの	うち出会い系サイト利用に係るもの		うちテレホンクラブ営業に係るもの	うちインターネット利用に係るもの				
19年	1,914	1,347	679	61	567	192	1,361	984	596	61	377	172
18年	2,229	1,613	775	169	616	251	1,490	1,140	593	119	350	174
増減数(人)	△315	△266	△96	△108	△49	△59	△129	△156	3	△58	27	△2
増減率(%)	△14.1	△16.5	△12.4	△63.9	△8.0	△23.5	△8.7	△13.7	0.5	△48.7	7.7	△1.1

(3) 暴力団等の影響の排除

警察では、暴力団やその周辺者が関与する福祉犯等の取締りを積極的に行うとともに、補導活動や少年事件の取扱いを通じて少年の暴力団等への加入状況の把握に努め、暴力団等からの離脱促進や新たな少年の暴力団等への加入阻止のための対策を推進している。

注：児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春等）、労働基準法違反（年少者の危険業務、深夜業等）等

(4) 児童虐待対策

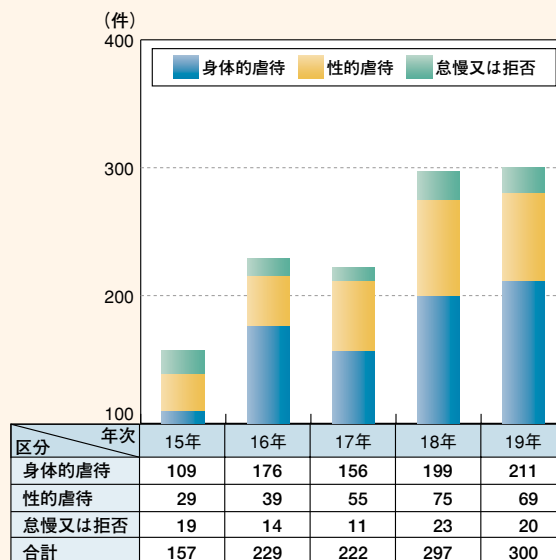
平成19年中の児童虐待事件の検挙件数は300件（前年比1.0%増）と最近5年間で1.9倍に増加した。

児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護は、児童の生命及び身体の保護という警察の責務であることから、警察では、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命、身体の保護のための措置を積極的に講ずることとしている。

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、速やかに児童相談所等に通告するほか、厳正な捜査や被害児童の支援等、警察としてできる限りの措置を講じて、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図っている。また、児童の保護

に向けて、個別事案についての情報を入手した早期の段階から、関係者間で情報を共有し、対応の検討が行えるよう、児童相談所等関係機関との連携の強化を図っている。

図 1-20 児童虐待事件の態様別検挙状況（平成15～19年）



事例 1

無職の女（21）及び無職の男（21）は、19年1月、女の長男を自動二輪車座席下部のトランクに入れ、そのふたを閉じて脱出不能な状態にした上、同自動二輪車をぱちんこ店前路上に放置し、この長男を死亡させるとともに、遺体を山林に遺棄した。同年6月までに、監禁致死罪及び死体遺棄罪で逮捕した（大阪）。

事例 2

社員の男（25）は、19年3月、長男と入浴中、浴室のシャワーを使用して長男の胸部、腹部、背部等に熱湯をかけて、熱傷を負わせ、搬送先の病院で死亡させた。同月、傷害致死罪で逮捕した（愛知）。

事例 3

市に「子どもの体に傷がある」との匿名の通報があったことから、19年3月、当該市の福祉事務所職員が通報のあった家を訪問し、この家に住む無職の男（26）の長男及び長女の体を確認したところ、虐待を受けていると思われるこん跡を確認した。そのため、当該市の福祉事務所長から送致を受けた児童相談所の長は、この児童2人を緊急に保護する必要性を認め、住居への立入調査の実施及びこの児童2人の一時保護についてこの男の住居地を管轄する警察署長に対して援助を求めた。これを受け、警察署長は、4人の警察官をこの男の住居に派遣し、児童相談所職員による立入調査に応じるようこの男を説得するなどした。これらの措置により、この児童2人は無事保護され、その安全が確保された。なお、この男については、長男の足にかみ付くなどして負傷させていたことから、また、男の妻（20）については、長男及び長女の耳にピアス用の穴を開けるなどして負傷させていたことから、6月までに、傷害罪で検挙した（兵庫）。

(5) 有害環境浄化活動

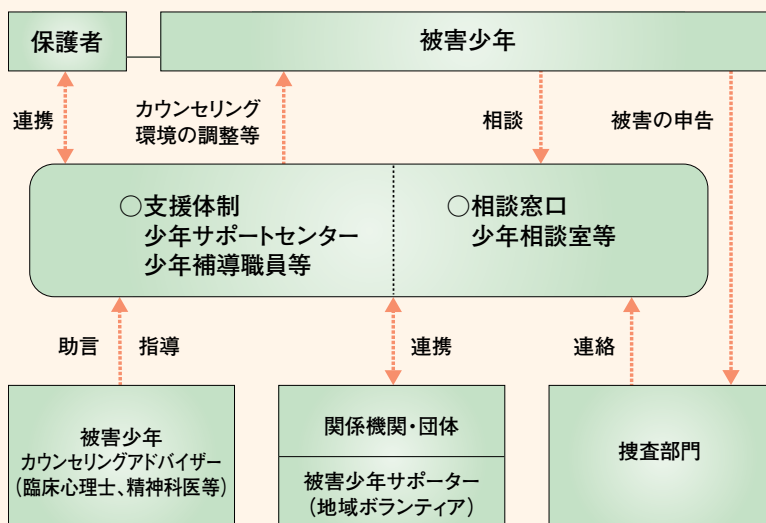
警察では、インターネット上の違法情報・有害情報に少年が触れることのないようにするため、コンピュータ及び携帯電話におけるフィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進や啓発活動等の取組みを実施している。また、性や暴力等に関する過激な情報を内容とするコンピュータソフト、ビデオ、雑誌等に関して、関係業界による自主的な措置が講じられるように働き掛けを行うとともに、悪質な業者に対する指導、取締りに努めているほか、未成年者が酒類やたばこを容易に購入できないようにするため、同様の対応をとっている。

(6) 少年の犯罪被害への対応

平成19年中の少年が被害者となった刑法犯の認知件数は30万4,685件であり、このうち凶悪犯は1,345件、粗暴犯は1万5,775件であった。

警察では、被害少年に対して、継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行っている。また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

図 1-21 被害少年の支援活動



事例

女子高校生（17）は、出会い系サイトを通じて成人男性と知り合い、その交際のために怠学・家出等の問題行動を繰り返していた。少年サポートセンターの少年補導職員^(注)は、同高校生に対して出会い系サイトの危険性等を教示し、再び学校生活に戻る意思を持つよう働き掛けるとともに、その保護者に対しては今後の生活面での諸注意、とりわけコンピュータ及び携帯電話へのフィルタリング・ソフト又はサービス導入の重要性を指導し、また、同高校生が在籍する学校に対しては、これら立直りに向けた支援への理解と協力を求めた。

こういった取組みにより、同高校生は、今後の自分の具体的な進路と目標についての意思表示をするなど、生活面、精神面共に立直りを見せるようになり、また、保護者の監護意欲も向上し、安定した学校生活を取り戻した（石川）。

注：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。

2 女性を守る施策

(1) ストーカー事案への対応

警察では、被害者の意思を踏まえ、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）に基づき、警告、禁止命令等、援助等の行政措置を講じて被害拡大の防止を図るほか、ストーカー規制法その他の法令を積極的に適用してストーカー行為者の検挙に努めている。

また、各種法令に抵触しない場合であっても、防犯指導や関係機関の教示を行うとともに、必要に応じてストーカー行為を行っている相手方に対する指導警告を行うなど、被害者の立場に立った積極的な対応を行っている。

図 1-22 ストーカー事案対策の枠組み

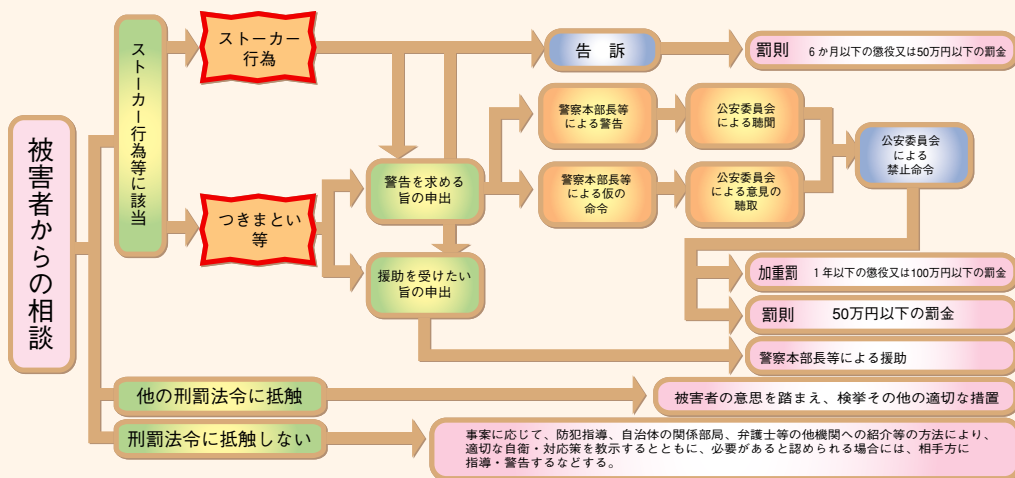
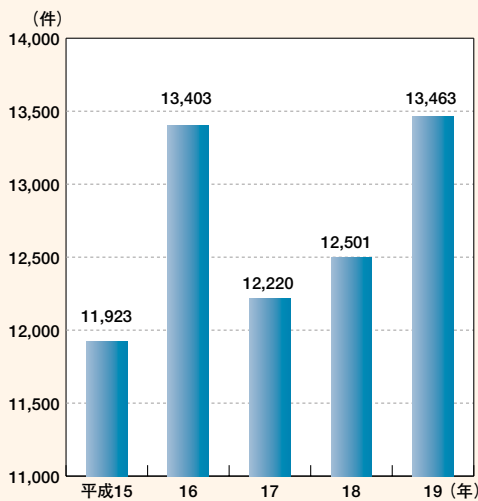


図 1-23 ストーカー事案の認知件数(注)の推移(平成15~19年)



注：ストーカー事案の認知件数は、ストーカー規制法に違反する事案のほか、刑罰法令に抵触しなくとも、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせ行為を伴う事案を含む。

表 1-15 ストーカー規制法の適用状況(平成15~19年)

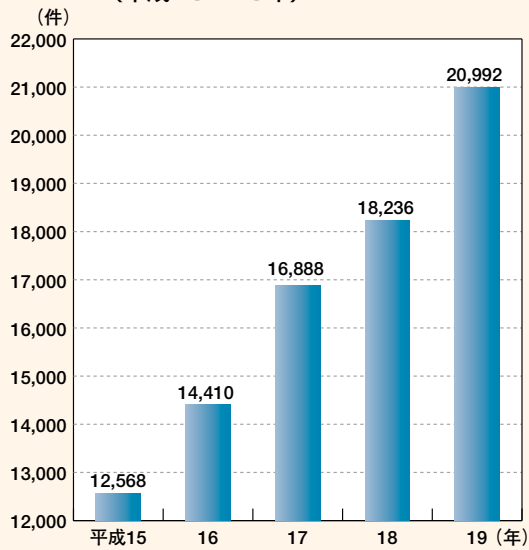
区分	年次	15	16	17	18	19	対前年増減率(%)
警告(件)		1,169	1,221	1,133	1,375	1,384	0.7
禁止命令等		24	24	22	19	17	△10.5
仮の命令		0	0	1	0	0	0
援助		856	1,356	1,569	1,631	2,141	31.3
検挙(ストーカー行為罪)		185	200	198	178	240	34.8
検挙(禁止命令等違反)		7	6	2	5	2	△60.0

(2) 配偶者からの暴力事案への対応

警察では、配偶者からの暴力事案が刑法に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえて捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講じている。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき保護命令の通知を受けた警察では、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の迅速な通報等について教示するとともに、加害者に対しても、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行っている。

図 1-24 配偶者からの暴力事案の認知件数^(注)の推移 (平成15～19年)



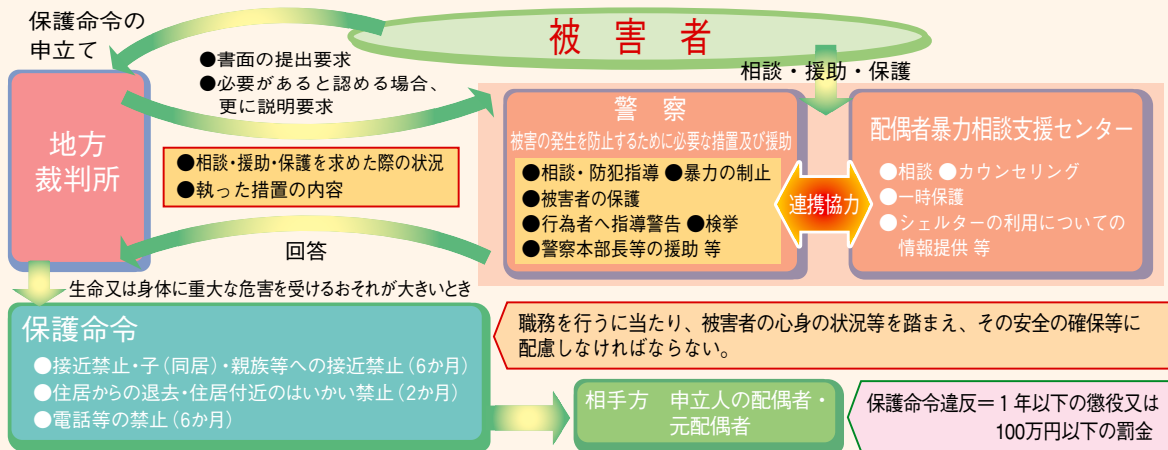
注：配偶者からの暴力事案の認知件数とは、配偶者からの暴力事案を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数をいう。

表 1-16 配偶者暴力防止法に基づく対応状況 (平成15～19年)

区分	年次	15	16	17	18	19	対前年増減率 (%)
裁判所からの書面提出要求 ^(注1) (件)		1,293	1,541	2,025	2,172	2,162	△0.5
裁判所からの保護命令通知 ^(注2)		1,499	1,774	2,178	2,247	2,239	△0.4
接近禁止命令のみ		1,075	1,176	1,657	1,722	1,680	△2.4
子への接近禁止命令 ^(注3)		—	45	879	986	969	△1.7
退去命令のみ		5	5	4	8	7	△12.5
接近禁止命令及び退去命令		419	593	517	517	552	6.8
子への接近禁止命令 ^(注3)		—	18	329	350	357	2.0
保護命令違反の検挙件数		41	57	73	53	85	60.4
警察本部長等の援助 ^(注3)		—	254	3,519	4,260	5,208	22.3

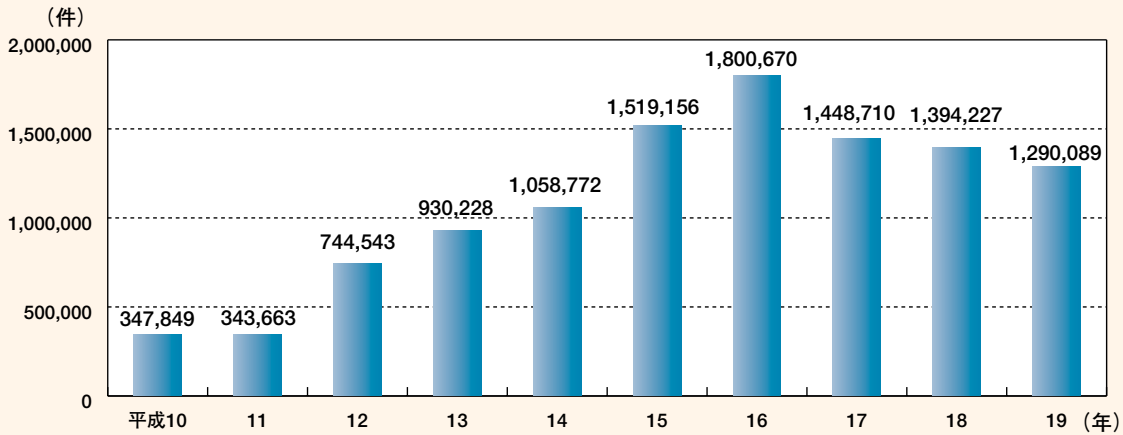
注1：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況等を記載した書面の提出を求められた件数
 注2：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数
 注3：当該規定は、16年12月2日から施行

図 1-25 配偶者からの暴力事案に関する警察と他機関との連携



3 警察安全相談の充実強化

図 1-26 相談取扱件数の推移（平成10～19年）



警察では、国民から寄せられた相談に円滑に対応することができるよう、警視庁及び各道府県警察本部に警察総合相談室を、警察署に警察安全相談窓口を、それぞれ設置している。また、110番通報をするほどの緊急性のない相談に的確に対応するため、「#（シャープ）9110」番^(注)に電話をかければ警察本部に設置された警察相談専用電話に自動的に接続するシステムを導入している。

寄せられた相談に対しては、刑罰法令に抵触する事案を検挙することはもとより、刑罰法令に抵触しない事案であっても必要に応じて防犯指導や相手方への指導・警告を行うなどして被害の未然防止を図っている。

また、警察以外の機関で取り扱うことが適切である相談については、適切な機関に円滑な引継ぎを行っている。

警察に寄せられる相談内容のうち、大きく増加又は減少したものは、表1-17のとおりであり、前年より悪質商法に関する相談等が大きく減少している。

図 1-27 相談内容の内訳

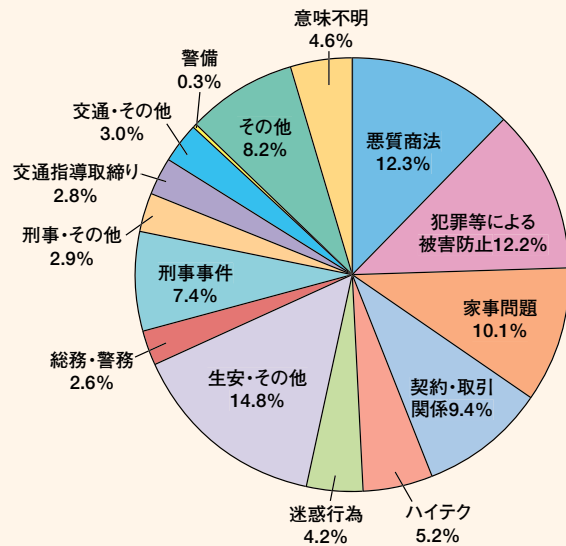


表 1-17 前年と比べ、件数が増減した主な相談

区分	年次	18	19	増減数	増減率
増加	ハイテク関係	56,508	67,666	11,158	19.7%
	家事問題	122,722	129,896	7,174	5.8%
	意味不明	55,449	58,785	3,336	6.0%
減少	悪質商法	274,139	159,234	△114,905	△41.9%
	迷惑行為	62,460	54,621	△7,839	△12.6%
	契約・取引関係	128,415	120,638	△7,777	△6.1%

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、警察安全相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

4 安全・安心なまちづくりの全国展開

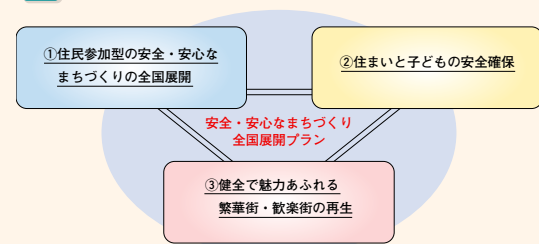
(1) 犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の連携

近年、全国の地域住民の間で、取締りだけに頼るのではなく、自らの手で街の安全・安心を確保しようとする機運が高まっている。政府では、こうした地域の自主的な取組みを支援し、官民連携した安全で安心なまちづくりを全国に展開するため、平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議を開催し、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」を決定し、両者を調和させて推進していくこととした。警察庁も、これらの取組みに積極的に参画している。

(2) 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」

このプランは、官民連携した安全・安心なまちづくりに関し、平成15年12月の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を補完するとともに、更にこれを加速させるため、当面重点的に推進すべき施策を取りまとめたものである。同プランには、図1-28の①～③の重点課題別に合計61の推進施策が盛り込まれている。

図 1-28 安全・安心なまちづくり全国展開プラン



(3) 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」に基づく施策の推進

平成17年12月、犯罪対策閣僚会議において、犯罪に強い社会の実現のため、安全・安心なまちづくりを推進する機運を全国的に波及・向上させ、国民の意識と理解を深めることを目的として、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」とするとともに、安全・安心なまちづくりの推進に顕著な功績又は功労のあった団体・個人を首相が表彰する制度を新設することが決定された。これに基づき、18年に引き続き、19年10月11日、首相官邸において、9団体1個人に対し、安全・安心なまちづくり関係功労者表彰が行われた。

また、「安全・安心なまちづくりの日」関連行事として、9月23日には全国で活躍する防犯ボランティア団体の活動内容を発表する場として「防犯ボランティアフォーラム2007」（警察庁主催）が、10月18日には防犯まちづくりに積極的な取組みを行っている自治体の発表・意見交換の場として「安全・安心なまちづくりワークショップ」（(社)都市防犯研究センター主催、警察庁後援）が、それぞれ開催された。



安全・安心なまちづくり関係功労者表彰



安全・安心なまちづくりの日ポスター



防犯ボランティアフォーラム



安全・安心なまちづくりワークショップ

(4) 繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進

全国各地の繁華街・歓楽街における風俗環境は、取締り等の強化により改善されつつあるものの、依然としていかがわしい広告や悪質な客引き行為が後を絶たず、また、暴力団や来日外国人犯罪組織による資金の獲得や謀議、情報交換の拠点となっているなど憂慮すべき状況にある。

「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」には、それぞれ「健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生」及び「大都市等の魅力ある繁華街の再生」が盛り込まれて

いる。主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察では、それぞれの繁華街・歓楽街が健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、繁華街・歓楽街における違法性風俗店、不法就労、暴力団等の犯罪組織等に対する取締りを行うとともに、街の新たな魅力づくりとの効果的な融合を目指した取組み等を推進している。

① 違法風俗店、客引き及び風俗案内所等の取締り

警察では、繁華街・歓楽街における環境浄化を図るため、違法営業に対する取締りを強化している。

図 1-29 繁華街・歓楽街の再生に向けた取組み

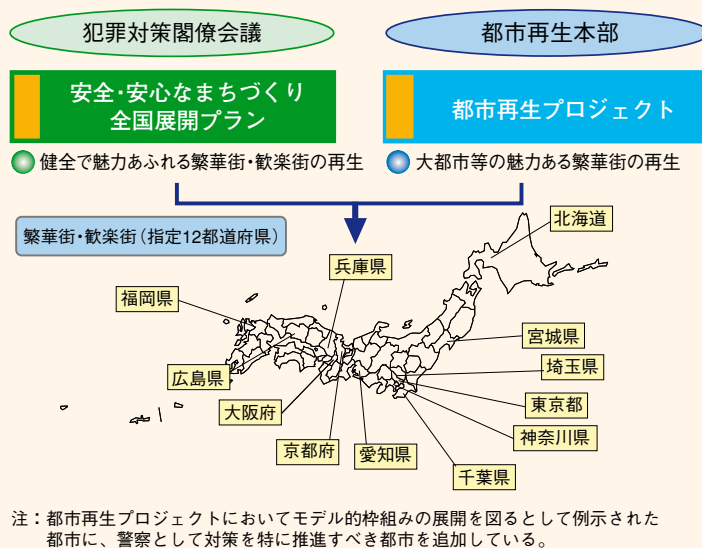
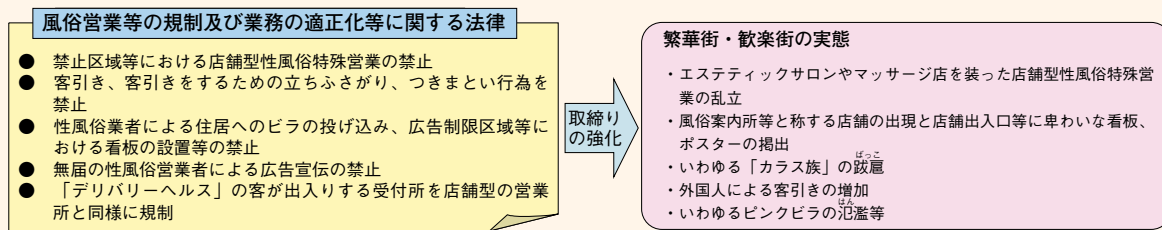


図 1-30 違法営業に対する取締りの強化



事例

西川口駅周辺地域を対策重点地区として、違法性風俗店や風俗案内所、違法な客引き行為の取締りを強化するとともに、建物の所有者に対して違法性風俗店との賃貸借契約解除を要請するなどの対策を進めた結果、西川口の違法性風俗店が一掃され、街の環境が大きく改善された(埼玉)。

西川口駅西口の状況



対策前

対策後

西川口駅東口の状況



対策前

対策後

② 繁華街・歓楽街における犯罪組織の取締り

暴力団は、依然として各地の繁華街・歓楽街において、違法性風俗店や違法カジノ店等の経営への関与、規制薬物の密売、性風俗店や飲食店等からのみかじめ料、用心棒料等の徴収を資金源とするなど、不当な資金獲得活動を活発に行っている。また、繁華街・歓楽街においては、利権をめぐる暴力団同士の縄張り争いに起因するとみられる事案が発生している。警察では、これらに対し、各種法令を駆使して取締りを強化している。

③ 関係行政機関・防犯ボランティア団体との連携

警察では、繁華街・歓楽街を健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、入国管理局、消防等の関係行政機関と連携して、合同の取締り・立入調査を行っているほか、防犯ボランティア団体、商店街振興組合等と連携し、合同パトロール、街の環境浄化、暴力排除活動等の取組みを推進している。

④ 交通秩序の回復・向上と健全なにぎわいの創出

繁華街・歓楽街では、違法駐車、道路上での営業を不法に常態化している露店や屋台、道路上に不当に設置された性風俗店の立て看板等により、交通秩序が乱されている実態がみられる。警察では、繁華街・歓楽街における交通秩序を回復・向上させるため、道路管理者等と連携して、ポラードの設置等の車道狭隘化を進めるとともに、悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車や道路不正使用に対する指導・取締りを行っている。また、健全なにぎわいを創出するため、地方公共団体等が関与して地域活性化のためにイベント等が行われる場合には、その社会的意義を考慮しつつ、イベント等の開催に必要な道路使用の許可手続が円滑に進められるよう努めている。

⑤ 繁華街・歓楽街における魅力あるまちづくりへの取組み

繁華街・歓楽街における魅力あるまちづくりのためには、関係者の間で、繁華街・歓楽街が抱える問題点について十分な議論を尽くし、その再生のために何が必要であるかについて合意を形成することが不可欠である。警察としても、これまで、市区町村、地域住民、事業者や関係機関等から構成される協議会等の設置に向けた働き掛けを行ってきたところであるが、今後、より一層、このような官民協働体制の整備に向けた働き掛けを強化するとともに、既に立ち上げられているまちづくりに関する協議会等に積極的に参画し、必要な情報を提供するとともに意見を述べるなどして、魅力ある繁華街・歓楽街の再生に向けた取組みを積極的に支援していくこととしている。

事例

国分町地区安全安心街づくり推進協議会（地元町内会、仙台市、宮城県警察等で構成）は、19年11月、札幌市薄野、新宿区歌舞伎町及び福岡市中洲で環境浄化に取り組む関係者を招き、「歓楽街サミットin仙台～これからの歓楽街とは～」を開催した。この「歓楽街サミットin仙台」では、新宿区長による基調講演のほか、各地区における取組みの紹介がなされ、今後のまちづくりについて活発な議論が行われた（宮城）。



「歓楽街サミット」の開催状況

5 地域社会との連携による治安回復への取り組み

(1) 防犯ボランティア団体の活動

安全で安心なまちづくりを実現するためには、国民が防犯意識を高め、自主的な防犯活動を推進することが重要である。

平成19年12月末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は、全国で3万7,774団体^(注)である。これらの団体の構成員は約234万人であり、その多くは、町内会、自治会その他の地域住民による団体や子どもの保護者の団体に属している。

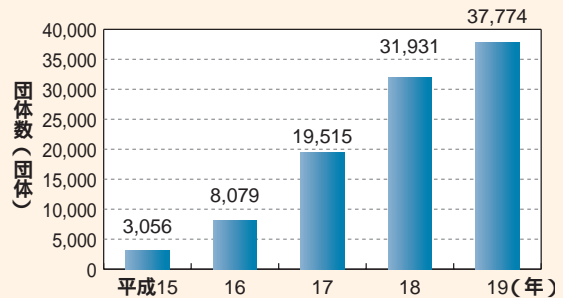
(2) 自主防犯活動に対する支援

活動拠点を設置して行われる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション」推進事業を全国600地区で実施しており、パトロールに必要な装備品の貸与等を行っており、平成19年度からは子どもの安全確保のための活動への支援を事業の重点としている。

また、国土交通省と連携し、防犯パトロール活動を行う自動車に青色回転灯を装備することが可能となる仕組みづくりを行い、19年12月末現在、全国で5,428団体、2万527台の青色回転灯装備車が防犯パトロールを行っている。

このほか、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」(<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/index.html>)を立ち上げ、20年5月1日現在全国約4,300の防犯ボランティア団体を紹介するとともに、活動が活発な約670団体の活動事例を紹介し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。

図 1-31 防犯ボランティア団体の増加状況

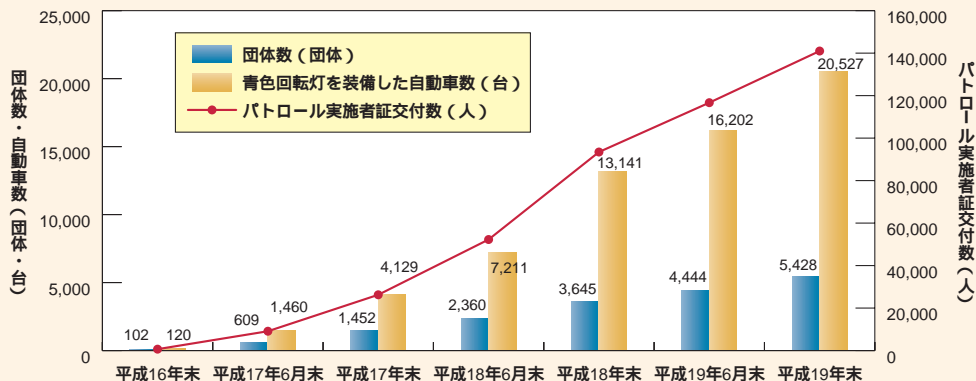


「地域安全安心ステーション」推進事業ポスター



自主防犯ボランティア活動支援サイト

図 1-32 青色回転灯を装備した防犯パトロール車両の運用状況



注：平均して月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体

(3) 犯罪情報や地域安全情報の提供

警察では、地域住民が身近に感じる犯罪発生を抑止し、犯罪被害に遭わない安全で安心なまちづくりを推進するために、地域住民に向けて、警察の有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を様々な手段、媒体を用いて提供している。

また、情報の提供に当たっては、犯罪発生を適時、適切に提供するとともに、防犯対策を同時に掲載することで、自主防犯活動の促進に努めている。

図 1-33 携帯電話電子メールによる情報発信

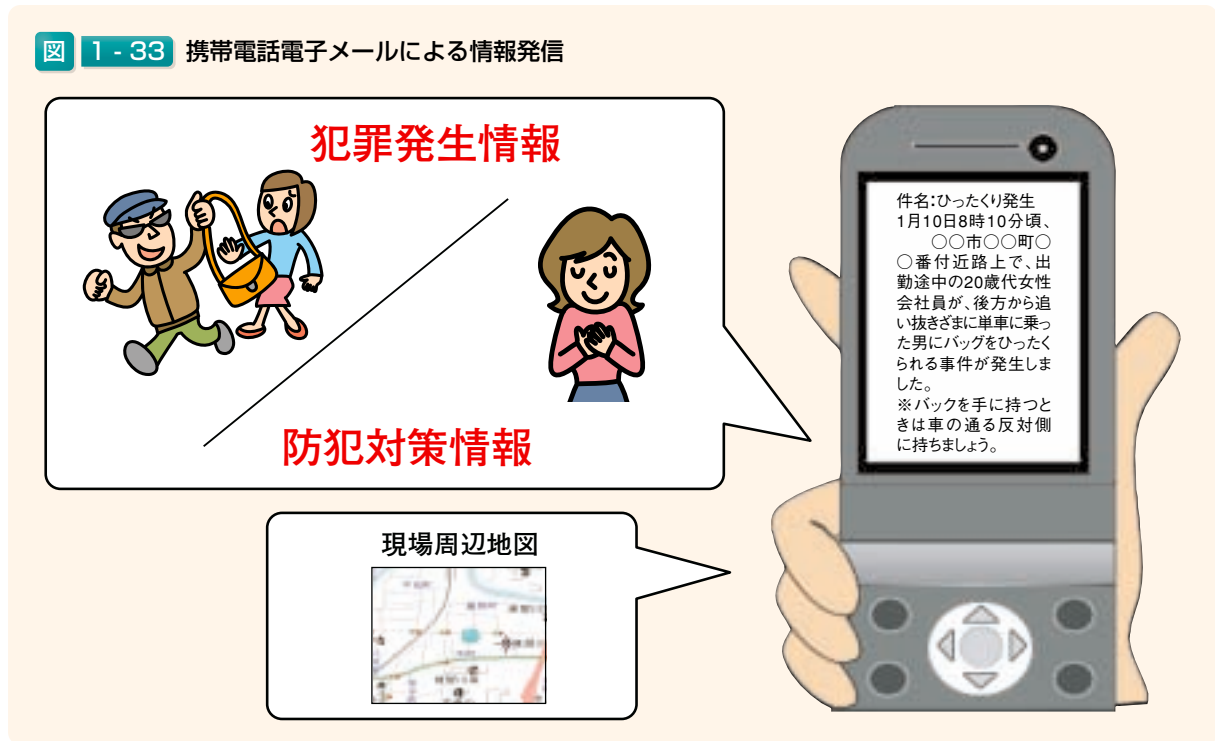
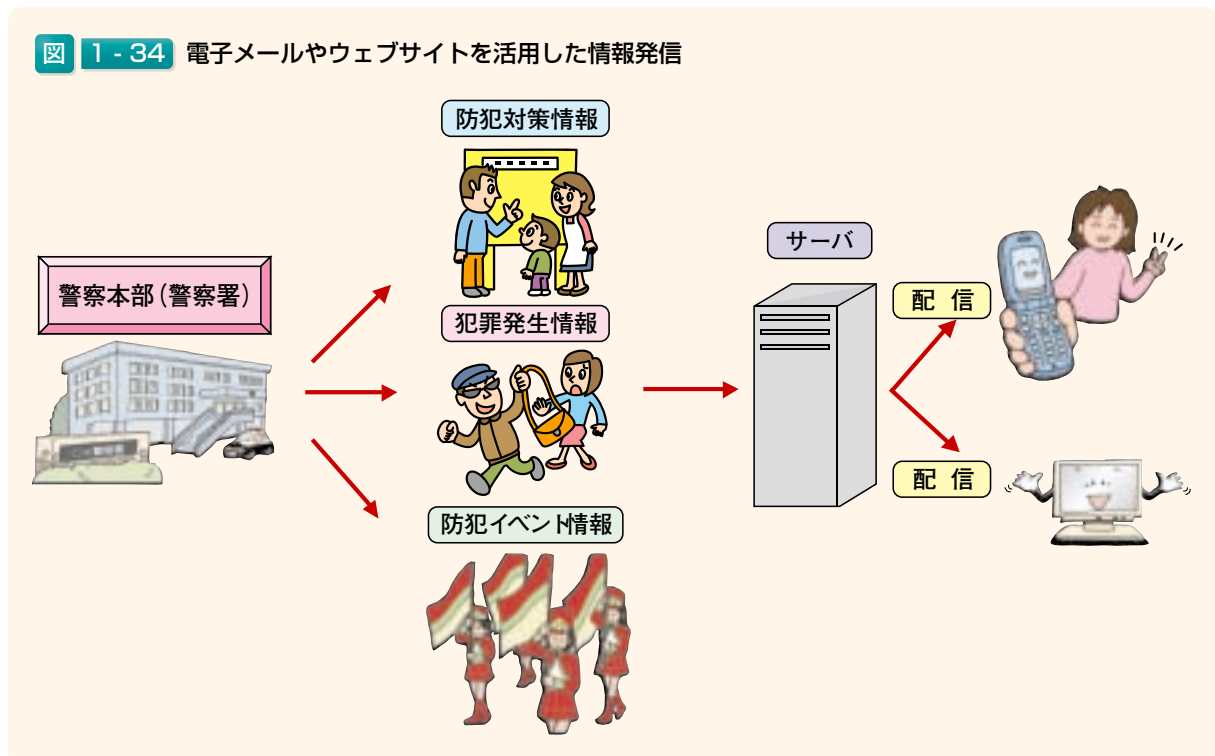


図 1-34 電子メールやウェブサイトを活用した情報発信

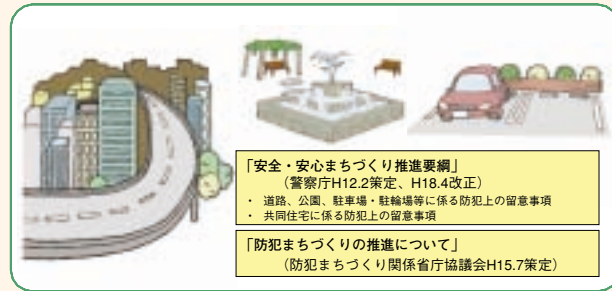


6 犯罪防止に配慮した環境設計

(1) 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進するため、平成12年2月に、道路、公園、駐車・駐輪場等の防犯基準や共同住宅に関する防犯上の留意事項を定めた「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定した。15年7月には、関係省庁と共に、市街地の特性に応じた防犯対策等を取りまとめた「防犯まちづくりの推進について」を公表するなど、更なる検討を行い、18年4月には、「安全・安心まちづくり推進要綱」を改正し、住宅等の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備及び管理の一層の推進を図っている。

図 1 - 35 犯罪防止に配慮した環境設計による犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保



(2) 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の構築を推進している。平成20年3月末現在、防犯優良マンション制度は、15都道府県（北海道、東京、千葉、静岡、福井、京都、大阪、兵庫、奈良、広島、山口、徳島、愛媛、大分、沖縄）で、防犯モデル駐車場制度は、8都府県（東京、千葉、福井、京都、大阪、広島、大分、沖縄）で整備されている。



防犯優良マンションの認定制度（静岡県）



防犯モデル駐車場制度（大阪府）

(3) 街頭防犯カメラ等の整備

警察では、公共空間における犯罪を予防し、被害を未然に防ぐとともに、犯罪発生時には犯罪を速やかに認知し、犯人の追跡や被害者の保護に向かうなど迅速・的確な対応に役立てることを目的として、平成20年3月末現在、10都府県で363台の街頭防犯カメラを整備している。また、地方公共団体や商店街等の民間団体が、地域の防犯活動の一環として街頭防犯カメラを設置する例も増えている。このほか、緊急時には警察への通報等も可能な街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）及び子ども緊急通報装置^(注)は、国からの補助事業等として整備が進められ、20年3月末現在、全国でそれぞれ58地区計536基、59地区計400基が設置されている。



街頭緊急通報システム



子ども緊急通報装置

注：街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）は、非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を備えた防犯灯で、緊急時には警察への通報や映像の伝送をすることができるものであり、子ども緊急通報装置は、非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備えた装置で、通学路、児童公園等に設置され、緊急時には警察へ通報をすることができるものである。これらは、国からの補助事業等のほか、都道府県の独自事業としても整備されている。

7 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

① 風俗営業の状況

警察では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

② 性風俗関連特殊営業の状況

人身取引の防止と違法営業の抑止を目的とした平成18年の風営適正化法改正以降、近年増加傾向にあった無店舗型性風俗特殊営業の派遣型ファッションヘルス等の届出数が、19年中は前年より増加したものの、17年に比べ大幅に減少している。

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、最近5年間はほぼ横ばいで推移している。

(2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

平成19年中の売春事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員及び準構成員の割合は18.5%（143人）で、依然として売春事犯が暴力団の資金源になっていることがうかがわれる。

最近では、いわゆるピンクビラのほか、ウェブサイト、週刊誌等を広報媒体として利用する事犯が目立つほか、女性に債務を負わせて売春を強要したり、派遣型ファッションヘルスを仮装したりするなどの悪質な事犯もみられる。

表 1-18 風俗営業の営業所数の推移（平成15～19年）

区分	年次				
	15	16	17	18	19
総数（軒）	117,873	115,955	112,892	111,528	109,135
第1号営業（キャバレー等）	4,941	5,056	4,914	4,505	4,080
第2号営業（料理店、カフェー等）	67,103	67,031	66,217	66,998	67,352
第3号営業（ナイトクラブ等）	604	596	572	558	541
第4号営業（ダンスホール等）	386	370	343	326	241
第5号及び第6号営業	21	23	14	13	13
第7号営業	34,059	32,770	31,317	30,037	28,256
まあじゃん屋	17,850	17,021	16,030	15,247	14,555
ばちんこ屋等 ^(注)	16,076	15,617	15,165	14,674	13,585
その他	133	132	122	116	116
第8号営業（ゲームセンター等）	10,759	10,109	9,515	9,091	8,652

注：ばちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技させる営業

表 1-19 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成15～19年）

区分	年次				
	15	16	17	18	19
総数（軒）	32,340	37,891	42,583	17,492	19,990
店舗型性風俗特殊営業	10,806	10,630	10,360	6,790	6,684
第1号営業（ソープランド等）	1,310	1,304	1,306	1,248	1,250
第2号営業（店舗型ファッションヘルス等）	1,010	1,013	1,021	823	875
第3号営業（ストリップ劇場等）	509	456	439	192	180
第4号営業（ラブホテル等）	6,710	6,636	6,414	4,167	4,031
第5号営業（アダルトショップ等）	1,267	1,221	1,180	360	348
無店舗型性風俗特殊営業	19,349	24,386	28,854	9,610	12,071
第1号営業（派遣型ファッションヘルス等）	16,864	21,570	25,727	8,936	11,236
第2号営業（アダルトビデオ等通信販売）	2,485	2,816	3,127	674	835
映像送信型性風俗特殊営業	1,334	2,031	2,575	626	811
店舗型電話異性紹介営業	483	469	432	299	245
無店舗型電話異性紹介営業	368	375	362	167	179

表 1-20 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移（平成15～19年）

区分	年次				
	15	16	17	18	19
総数（軒）	269,384	269,452	266,435	269,335	269,348

表 1-21 売春防止法違反の検挙状況の推移（平成15～19年）

区分	年次	15		16		17		18		19	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数		2,411	1,144	2,011	1,012	2,214	1,026	1,863	928	1,867	775
街娯型	勧誘等	230	231	239	240	269	272	281	285	247	243
	場所提供	95	144	81	143	124	214	166	202	171	230
管理型	管理売春	8	11	6	20	19	32	10	13	8	14
	資金提供	6	6	6	7	11	10	8	8	3	3
	周旋	1,459	685	1,042	542	1,003	421	790	359	658	244
派遣型	契約	610	65	632	53	785	70	594	55	766	32
その他		3	2	5	7	3	7	14	6	14	9

事例

無店舗型性風俗特殊営業経営者（44）ら5人は、19年7月から同年10月にかけて、中国人女性（25）らを事務所に午前11時ころから午後10時ころまで待機させるとともに、売春の周旋をする目的で、女性を装って携帯電話の出会い系サイトの掲示板に売春の相手を求める書き込みをするなどして売春客を誘引し、女性に対し不特定の遊客を相手方として売春をさせ、その対償の一部を取得するなどした。同月、売春防止法違反（管理売春）で逮捕するとともに、19年7月から同年9月にかけて経営者からみかじめ料を収受していた山口組傘下組織幹部（34）を、同年10月、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）、売春防止法違反（管理売春^{ほうちゅう}）及び職業安定法違反（有害業務の職業紹介）で逮捕した（愛知）。

19年中の風営適正化法による検挙状況をみると、前年に比べ、検挙件数が増加しており、特に、無許可営業の検挙が大幅に増加した。

わいせつ事犯では、わいせつ物頒布等が増加しており、近年では、コンピュータ・ネットワークを利用してわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯が多くみられる。

表 1-22 風営適正化法違反の検挙状況の推移（平成15～19年）

区分	15		16		17		18		19	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	1,890	2,623	2,175	3,120	2,523	3,765	3,314	4,587	3,340	4,342
禁止区域等営業	601	971	700	1,255	711	1,411	646	1,263	569	1,102
年少者使用	421	619	453	615	468	665	536	730	512	713
客引き・つきまとい等	257	336	386	560	496	737	692	1,035	649	1,020
無許可営業	232	237	276	270	432	462	560	609	622	757
構造設備・遊技機無承認変更	102	157	114	175	113	172	119	206	69	107
20歳未満客への酒類提供	84	164	55	119	92	180	94	202	109	229
その他	193	139	191	126	211	138	667	542	810	414

注：つきまとい等に係る違反は、17年の風営適正化法の改正を踏まえ、18年以降計上

表 1-23 わいせつ事犯の検挙状況の推移（平成15～19年）

区分	15		16		17		18		19	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	2,070	1,888	2,171	2,041	2,412	2,316	2,769	2,628	2,505	2,510
公然わいせつ	1,706	1,456	1,669	1,451	1,741	1,502	1,999	1,715	1,718	1,618
わいせつ物頒布等	364	432	502	590	671	814	770	913	787	892

（3）人身取引事犯に対する警察の取組み

① 人身取引事犯の検挙状況等

近年、人身取引の防止が国際的な課題となっており、警察では、入国管理局等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な雇用主、

仲介業者の取締りを強化し、被害者の早期保護、国内外の人身取引の実態解明を図っている。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っている。

平成19年中の人身取引事犯の検挙人員の内訳は、経営者等が30人、仲介業者が11人であった。また、被害者の国籍は、フィリピン（22人）、インドネシア（11人）が多く、これらが全体の76.7%を占めた。被害者の保護時の在留資格は、「興行」（24人）が多数を占めた。

表 1-24 人身取引事犯の検挙状況と被害者数の推移（平成15～19年）

区分	15	16	17	18	19
検挙件数（件）	51	79	81	72	40
検挙人員（人）	41	58	83	78	41
検挙ブローカー（人）	8	23	26	24	11
被害者総数（人）	83	77	117	58	43

事例

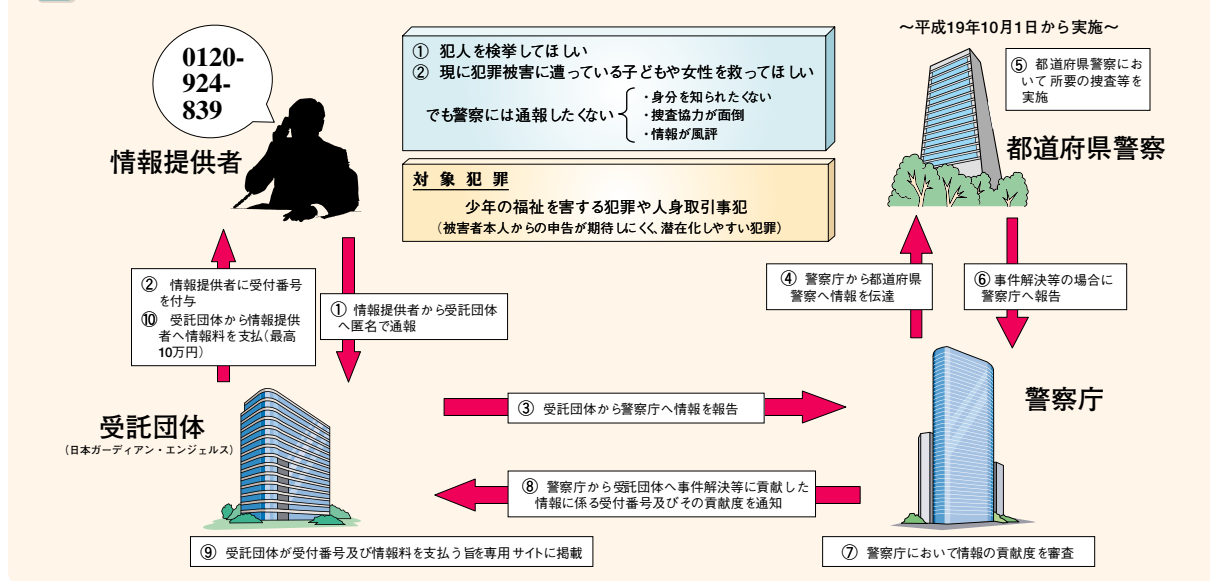
飲食店経営の中国（台湾）人女性（47）は、19年5月、営利の目的でタイ人女性（27）を買い受け、この女性に多額の借金を負わせた上、同飲食店において飲食客の接待に従事させるとともに、不特定の遊客を売春の相手方として紹介するなどして売春を強要した。19年10月までに、同経営者を風営適正化法違反（無許可風俗営業）、売春防止法違反（周旋）及び人身売買罪で、同店の共同経営者である中国（台湾）人女性（51）を風営適正化法違反（無許可風俗営業）で、同店従業員のタイ人女性（40）ら4人を風営適正化法違反（無許可風俗営業）で、同経営者にタイ人女性を売り渡したタイ人女性（32）を風営適正化法違反（無許可風俗営業）及び人身売買罪で逮捕した。なお、警察は、この売春を強要されるなどした女性からの求めにより、婦人相談所へ一時保護し、その後、この女性は国際機関の支援により本国へ帰国した（長野）。

② 匿名通報ダイヤルの創設

警察では、19年10月1日から、「匿名通報ダイヤル」の運用を開始した。これは、警察庁から委託を受けた民間団体が少年の福祉に関係する一定の犯罪^(注1)や人身取引事犯に関する通報を国民から匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う制度であり、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知し、検挙に結び付けるための試みである。

20年3月31日現在、少年の福祉に関係する一定の犯罪に関する通報件数は141件、人身取引事犯に関する通報件数は51件であり、このうち事件解決等に結び付いた件数は4件である。

図 1-36 子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業（匿名通報ダイヤル）



(4) 危険物対策

火薬類、特定病原体等、放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律^(注2)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

表 1-25 運搬届出・立入検査の状況(平成19年)

区分	運搬届出受理件数	立入検査の件数
火薬類関係	4万4,986	2万3,344
特定病原体等関係	10	2
放射性同位元素関係	1,086	1
核燃料物質等関係	646	23

事例

19年9月、火薬類取締法に基づく立入検査を行ったところ、スポーツ用品販売会社経営者(42)が、知事の許可を受けずに、同年3月から10月にかけて28回にわたり、小学校等に対して競技用紙雷管合計61点を販売した事実が発覚した。同年12月、同社及び同人を火薬類取締法違反(無許可販売)で検挙した(岡山)。

注1：福祉犯のうち、未成年者喫煙防止法、未成年者飲酒禁止法に規定する罪等一部の罪を除き、刑法の強制わいせつ罪(少年が被害者になるものに限る。)、未成年者略取、誘拐罪等を含めたもの

注2：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における関係規定については、19年6月から施行された。

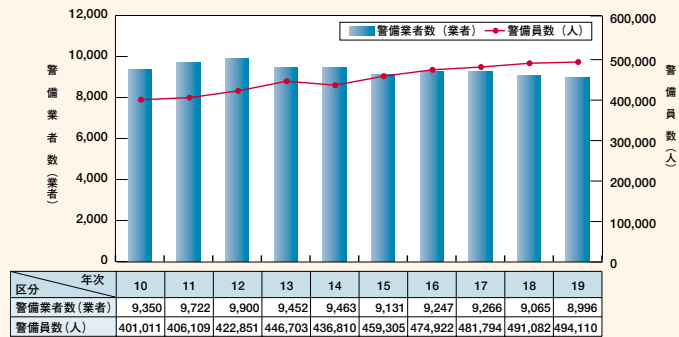
8 生活安全産業の育成と活用

(1) 警備業の育成

警備業の業務は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備、ボディガード等の幅広い分野に及び、住宅の機械警備も普及拡大するなど、警備業は、民間の生活安全サービスとして定着している。また、空港や原子力発電所のようなテロの標的とされやすい施設での警備も行っている。

警察では、警備業者に対する指導監督を行い、不適正な業務を行う業者に対しては行政処分を行うことで、警備業務の実施の適正化を図っている。

図 1-37 警備業者・警備員数の推移（平成10～19年）



(2) 古物商・質屋を通じた盗品の流通防止と被害回復

古物営業法及び質屋営業法では、古物商や質屋に盗品等が持ち込まれる蓋然性が高いことに着目し、事業者には様々な義務付けをしている。

これらにより、盗品等の市場への流入が阻止されるとともに、いったん流入した盗品等が発見されやすくなり、窃盗その他の犯罪の防止及びその被害の回復が図られている。

(3) 防犯設備関連業界との連携

警察では、より良質な防犯設備が供給されるよう、最新の犯罪情勢や手口の分析結果等を事業者に提供するなどして、防犯設備の開発を支援している。

また、(社)日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等^(注)は、防犯設備の設計、施工、維持管理に関する専門的な知識・技能を有する専門家として活躍している。警察では、同協会に対し、防犯設備士の養成講習等を充実させるための支援を行っているほか、都道府県ごとに防犯設備士等の地域活動拠点を設立するよう働き掛けている。

表 1-26 防犯設備士等の地域活動拠点

1	北海道防犯設備士協会	17	愛知県セルフガード協会
2	青森県防犯設備協会	18	NPO法人 三重県防犯設備協会
3	岩手県防犯設備協会	19	滋賀県防犯設備士協会
4	宮城県防犯設備士協会	20	NPO法人 京都府防犯設備士協会
5	山形県防犯設備協会	21	NPO法人 大阪府防犯設備士協会
6	福島住宅防犯促進協会	22	NPO法人 兵庫県防犯設備協会
7	NPO法人 東京都セキュリティ促進協力会	23	奈良県防犯設備士協会
8	埼玉県防犯設備士協会	24	岡山県防犯設備業防犯協力会
9	千葉県防犯設備士協会	25	NPO法人 広島県生活安全防犯協会
10	NPO法人 神奈川県防犯設備士協会	26	山口県防犯設備士協会
11	山梨県防犯設備士協会	27	香川県防犯設備業防犯協力会
12	静岡県防犯設備士生活安全協議会	28	NPO法人 福岡県防犯設備士協会
13	富山県防犯設備協会	29	大分県防犯設備士協会
14	石川県防犯設備促進協力会	30	NPO法人 宮崎県防犯設備士協会
15	福井県防犯設備協会	31	鹿児島県防犯設備協会
16	岐阜県防犯設備協会		

(社)日本防犯設備協会資料による(平成20年3月末現在)

(4) 探偵業に係る業務の適正化

平成19年6月、探偵業の業務の適正化を図り、個人の権利利益の保護に資することを目的として、探偵業の業務の適正化に関する法律が施行された。警察では、探偵業者の業務実態を把握するとともに、違法行為に対しては厳正に対処し、探偵業務の実施の適正化を図っている。



探偵業の業務の適正化に関する法律の広報用ポスター

注：総合防犯設備士（平成20年2月現在約230人）、防犯設備士（同約1万6,550人）

9 法務省との情報の共有

警察庁と法務省は、子ども対象・暴力的性犯罪の前歴者、所在不明の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者等による再犯の防止等を図るため、両省庁間で所要の情報を共有し、連携を図る仕組みを構築している。

図 1-38 警察庁と法務省における情報の共有と連携



(1) 子ども対象・暴力的性犯罪に係る出所情報の共有

警察では、子どもを対象とした暴力的な性犯罪により刑事施設に服役している者の出所予定日、出所後の帰住予定先等の出所情報について、平成17年6月から、法務省より提供を受けている。

運用開始から19年末までに410人分の情報提供を受けており、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、犯罪の予防や捜査の迅速化等に活用している。

(2) 凶悪重大犯罪等に係る出所情報の共有

警察では、凶悪重大犯罪等（殺人、強盗等の凶悪重大犯罪及びこれらの犯罪に結び付きやすく、再犯のおそれ大きい侵入窃盗、薬物犯罪等）により刑事施設に服役し、出所した者又は出所する予定の者の入所罪名、出所年月日等の出所情報について、平成17年9月から、法務省より提供を受けている。

運用開始から19年末までに約6万3,000人分の情報提供を受けており、同種の犯罪が発生した場合の迅速かつ的確な被疑者の絞り込み等に活用している。

(3) 保護観察中に所在不明となった者の情報の共有

所在不明となった仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、平成17年12月から、保護観察所からの協力依頼に基づき、警察がその者の所在調査に協力することとし、その者に関する情報を警察が把握した場合に、その情報を保護観察所に提供することなどにより、保護観察制度の適正な運用に寄与することとしている。

運用開始から19年末までに、警察が把握した1,193件の情報を保護観察所に提供しており、この情報により992人の所在が確認（法務省速報値）されている。

少年の非行防止と健全育成

1 少年非行の概況

(1) 少年非行情勢

平成19年中の刑法犯少年の検挙人員は、4年連続で減少した。また、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は10年連続で減少し、昭和33年以来49年ぶりの低い割合となった。しかしながら、同年齢層人口1,000人当たりの刑法犯少年の検挙人員は成人(2.5人)の5.5倍で、いまだ高い水準にある。

平成19年中の触法少年の補導人員は前年に比べ減少したものの、依然として高水準で推移している。不良行為少年の補導人員は前年に比べ増加し、14年以降100万人を超える状態が続いている。

- ・ 19年中の刑法犯少年の検挙人員・・・10万3,224人(前年比9,593人(8.5%)減)
- ・ 19年中の刑法犯総検挙人員に占める少年の割合・・・28.2%(前年比1.2ポイント減)
- ・ 19年中の同年齢層の人口1,000人当たりの刑法犯少年の検挙人員・・・13.8人(前年比1.0人減)

図 1-39 刑法犯少年の検挙人員、人口比の推移(昭和24～平成19年)

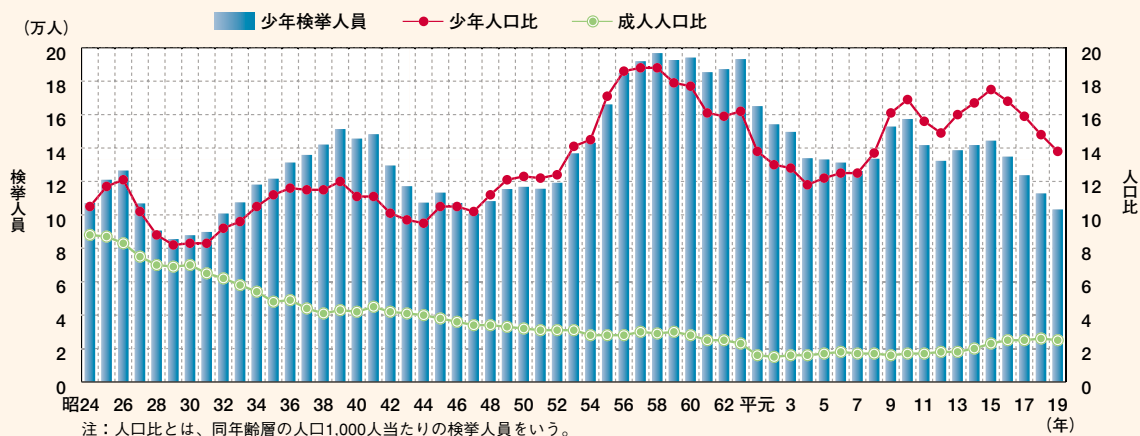


表 1-27 触法少年(刑法)の補導人員の推移(平成10～19年)

区分	年次	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
総数(人)		26,905	22,503	20,477	20,067	20,477	21,539	20,191	20,519	18,787	17,904
凶悪犯		182	173	174	165	144	212	219	202	225	171
粗暴犯		1,455	1,507	1,869	1,696	1,613	1,467	1,301	1,624	1,467	1,425
窃盗犯		21,493	16,968	14,840	14,128	14,257	14,448	13,710	13,336	11,945	11,193
知能犯		32	21	30	37	31	39	46	57	63	55
風俗犯		95	81	95	110	131	132	116	116	117	138
その他の刑法犯		3,648	3,753	3,469	3,931	4,301	5,241	4,799	5,184	4,970	4,922

表 1-28 不良行為少年の補導人員の推移(平成10～19年)

区分	年次	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
補導人員(人)		928,947	1,008,362	885,775	971,881	1,122,233	1,298,568	1,419,085	1,367,351	1,427,928	1,551,726
深夜はいかい		297,175	328,248	307,112	370,523	475,594	577,082	669,214	671,175	719,732	795,430
喫煙		453,853	492,372	417,053	437,988	480,598	542,214	575,749	545,601	557,079	602,763
その他		177,919	187,742	161,610	163,370	166,041	179,272	174,122	150,575	151,117	153,533

(2) 平成19年中の少年非行の主な特徴

① 刑法犯少年

平成19年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は表1-29のとおりであり、いずれも前年より減少した。一方、少年による重大な事件が続発し、社会の注目を集めた。

表 1-29 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移（平成10～19年）

区分	年次	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
総数(人)		157,385	141,721	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224
凶悪犯		2,197	2,237	2,120	2,127	1,986	2,212	1,584	1,441	1,170	1,042
粗暴犯		17,321	15,930	19,691	18,416	15,954	14,356	11,439	10,458	9,817	9,248
窃盗犯		99,768	86,561	77,903	81,260	83,300	81,512	76,637	71,147	62,637	58,150
知能犯		715	561	584	526	632	784	1,240	1,160	1,294	1,142
風俗犯		434	409	429	410	347	425	344	383	346	341
その他の刑法犯		36,950	36,023	31,609	35,915	39,556	45,115	43,603	39,126	37,553	33,301

事例 1

有職少年（18）ら6人は、19年2月、被害者の胸部、頸部等を果物ナイフで突き刺し、1人を殺害し、1人に傷害を負わせた。同年3月までに、殺人罪及び殺人未遂罪で逮捕した（警視庁）。

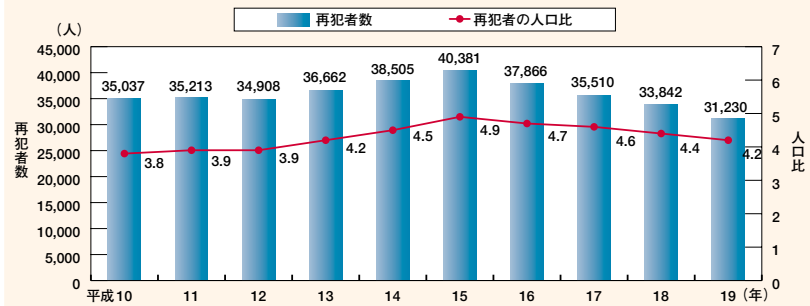
事例 2

男子高校生（17）は、19年5月、就寝中の実母の頸部を包丁で刺して殺害し、頭部を切断した。同月、切断した頭部を持って警察へ出頭してきたところを殺人罪で逮捕した（福島）。

② 再犯者

19年中の刑法犯少年の再犯者数は4年連続で減少した。また、再犯者の人口比^(注)も同様に減少しているが、成人の再犯者の人口比（1.1）の3.9倍となっている。

図 1-40 刑法犯少年の再犯者数及び再犯者の人口比の推移（平成10～19年）



コラム 3 低年齢少年の特性に配慮した調査について

触法少年に係る事件の調査（以下「触法調査」という。）の手續等に関する規定を整備した少年法等の一部を改正する法律が19年11月から施行されたことに伴い、警察では少年警察活動規則を改正し、触法調査に当たって配慮すべき事項等を具体的かつ明確に規定するとともに、
 ぐ犯少年に係る事件の調査についても、調査に携わる警察官等が配慮すべき事項等をより明確に規定した。

これらの調査については、調査に携わる警察官等が低年齢少年の特性について深い理解をもって当たることが重要である。警察では、各種指導教養の充実強化等を進め、低年齢少年の特性により一層配慮した調査に努めている。

注：同年齢層の人口1,000人当たりの再犯者数

2 総合的な少年非行防止対策

(1) 少年サポートセンターの活動

警察では、全都道府県警察に少年サポートセンターを設置^(注1)し、少年補導職員^(注2)を中心に、学校、児童相談所その他の関係機関・団体と緊密に連携しながら、総合的な非行防止対策を行っている。

図 1-41 少年サポートセンター



① 少年相談活動

少年や保護者からの悩みや困りごとの相談に応じており、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行問題を取り扱った経験の豊富な職員が、親身に指導・助言を行っている。また、気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの電話や電子メールでも相談に応じている。

② 街頭補導活動

少年非行を抑止し、健全な育成を図るためには、非行に至らない不良行為の段階で適切に対処することが必要である。警察では、少年の集まる繁華街、学校周辺、通学路、公園等において、学校その他関係機関やボランティア等地域住民と共同で街頭補導活動を実施している。

③ 継続補導、立直り支援等

少年相談や街頭補導活動を通じてかかわった少年に対し、家庭、学校、交友関係その他の環境が改善されるまで、本人や保護者等の申出に応じて、面接、家庭訪問、社会奉仕活動や運動への参加を通じて立直りに向けた指導・助言を行っている。また、いじめや性犯罪の被害を受けた少年に対しては、継続的に悩みを聞いたり、カウンセリングを行ったりしている。

④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を開催するとともに、地域住民や少年の保護者が参加する非行問題に関する座談会を開催するなどして、少年非行・犯罪被害の実態や少年警察活動についての理解を促している。

注1：平成20年4月1日現在、全国に193か所（うち警察施設以外67か所）の少年サポートセンターが設置されている。

注2：少年相談、継続補導、被害少年の支援等の専門的・継続的な活動を行うため、20年4月1日現在、全国に約1,100人の少年補導職員が配置されている。

(2) 学校その他関係機関との連携確保

① 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成して、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。また、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、警察庁と文部科学省が合同で、都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等に対する研修を実施している。

② 学校と警察との連携

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する「学校・警察連絡制度」が、平成20年4月1日現在、45都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域や市区町村の区域を単位に、全都道府県で約2,100の学校警察連絡協議会が設けられている。

③ スクールサポーター

スクールサポーター制度とは、警察官を退職した者等を警察署等に配置し、学校からの要請に応じてこれらの者を学校に派遣して、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う制度である。20年4月1日現在、40都道府県で導入され、約500人が配置されている。

図 1-42 スクールサポーター



(3) 少年警察ボランティアとの連携

警察では、平成20年4月1日現在、全国で少年補導員^(注1)約5万3,000人、少年警察協助員^(注2)約400人、少年指導委員^(注3)約6,800人等の少年警察ボランティアを委嘱しており、協力して街頭補導活動その他少年の健全育成のための活動を推進している。

(4) 少年事件対策

警察では、少年事件の担当警察官の増強を進めるとともに、少年事件特別捜査隊等を編成し捜査員を集中投入するなどして、少年事件の捜査体制を充実・強化している。また、警視庁及び道府県警察本部に少年事件指導官を設置し、少年の特性や少年審判の特質を踏まえた少年事件捜査・調査が行われるよう、警察署等への指導を行っている。



少年警察ボランティアによる街頭補導活動

注1：街頭補導活動、環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導相談に従事している。

注3：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

国民の身近な不安を解消するための諸活動

1 事件・事故への即応

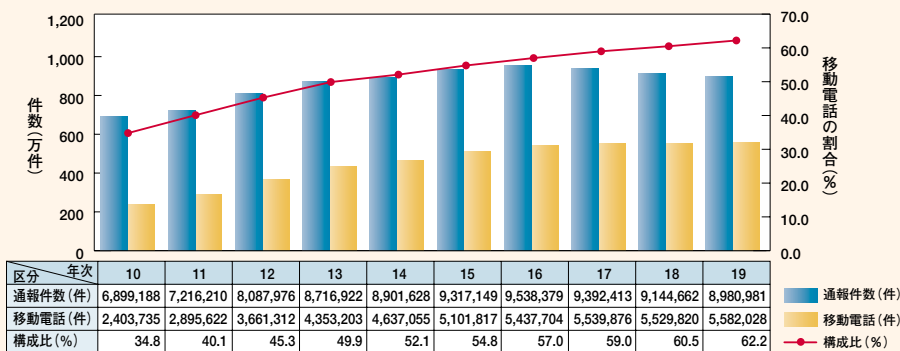
交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに発生現場に向かい、犯人の逮捕等の措置をとっている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報の現状

110番通報受理件数は、平成19年中は約898万件と、前年より約16万件減少したが、依然として高い水準にある。これは、3.5秒に1回、国民約14人に1人の割合で通報したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が62.2%を占め、件数は過去10年間で1.3倍になっている。

警察では、毎年1月10日を「110番の日」と定め、110番通報を適切に利用するよう、また、警察による緊急の対応を必要としない相談等の電話には、専用の「#9110」番を利用するよう呼び掛けている。移動電話を用いて110番通報をするときは、所在地や番地、目標物を確認するほか、通話中にはできる限り場所を移動しないことなどを呼び掛けている。

図 1-43 110番通報受理件数の推移（平成10～19年）



(2) 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察に通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、パトカーや交番等の地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注1)の発令等を行っている。平成19年中の緊急配備の実施件数は7,540件（前年比700件減）であった。

また、同年中に警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム^(注2)の平均は、7分2秒であった。



通信指令室

注1：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、地域警察官を中心とする警戒員を配置して行う検問、張り込み等

注2：通信指令室が110番通報を受理し、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

警察では、レスポンス・タイムの短縮のため、通報場所を早急に把握できる地理情報システムやパトカーの活動状況を容易に把握できるカーロケータ・システムを導入するなど、通信指令システムの高度化に努めるとともに、警視庁ほか21道府県において、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に位置情報が通知されるシステム（位置情報通知システム）を運用している。21年6月までには、新たに青森県警察のほか10県で同システムの運用を開始する予定である。

（3）パトカー、警察用航空機・船舶の活動

全国の警察本部や警察署に配備されたパトカーは、交番・駐在所の地域警察官と連携して管内のパトロールを行うとともに、事件、事故等の発生時における初動措置をとって



パトカー



警察用航空機

いる。また、パトカー以外にも、全国に警察用航空機（ヘリコプター）が約80機、警察用船舶が約190隻配備されており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力をいかしたパトロール、事件・事故発生時の情報の収集、交通情報の収集、災害や山岳遭難等の事故発生時の捜索救護活動等を行っている。

事例

平成19年4月、霧に覆われた北アルプス水晶岳山頂付近（長野・富山県境）において、民間ヘリコプターが墜落する事故が発生した。長野県警察航空隊は、捜索のためヘリコプターを出動させ、地上の富山県警察山岳警備隊等と連携して墜落機及び乗員を発見し、負傷者等8人を救助するとともに、2人の遺体を収容し、搬送した（長野、富山）。

（4）鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、列車内、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を行い、すり、置き引き、痴漢等の犯罪の予防及び検挙を図っている。また、駅構内に置かれている本隊や分駐隊において、痴漢の被害に遭った女性から相談を受理した場合は、女性に同行して警乗を行うなどしている。



鉄道警察隊

事例

女子高校生は、平成19年4月上旬から数回にわたり、登校途中の電車内において、下半身を触られる痴漢被害に遭っていたことから、同月中旬、鉄道警察隊の「痴漢被害相談所」を訪れ、同隊に相談した。そこで私服の鉄道警察隊員が同高校生に同行して電車に乗り込み、周辺を警戒していたところ、同高校生の臀部を後ろから手で触った男（32）を発見し、迷惑防止条例違反（痴漢）で現行犯逮捕した（滋賀）。

2 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、管轄する地域の実態や地域住民の要望を把握し、地域住民の要望にこたえている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成20年4月1日現在、全国に交番は6,191か所、駐在所は7,020か所設置されている。

(1) パトロール、立番等

① パトロール

地域警察官は、パトロールを強化してほしいという国民からの要望にこたえ、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を検挙するため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審な者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業所に対する防犯指導、パトロールカードによる情報提供等を行っている。



パトロール

事例

平成19年11月下旬、パトカーでパトロール中の地域警察官が、パトカーを見て急転回した不審な車両を発見した。運転していた男（61）に停車を求め職務質問したところ、けん銃を発砲し抵抗したことから、銃砲刀剣類所持等取締法違反（加重所持）の現行犯として逮捕した。男はけん銃を2丁所持しており、捜査の結果、男は道仁会傘下組織幹部であり、隣接県の殺人事件の被疑者であることが判明した（福岡）。

② 立番等による警戒

地域警察官は、交番、駐在所等の施設の外に立って警戒に当たる立番を行っている。また、駅、交通要点等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間立って警戒する駐留警戒等を行っている。

③ 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導員として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

19年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は31万2,966人と、警察による刑法犯の総検挙人員の85.6%を占めている。



立番

④ 交番相談員の活用

20年4月1日現在、全国で約6,000人の交番相談員が配置され、都市部の主要な交番で活動している。

交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、住民の意見・要望等の聴取、遺失・拾得届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、経験や知識を有する退職警察官である。



交番相談員

(2) 地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。

② 交番・駐在所連絡協議会

平成19年末現在、全国の交番・駐在所に1万2,703の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見要望を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

③ 情報発信活動



ミニ広報紙

地域警察官は、様々な活動を通じて、地域住民に対し管轄地域の事件・事故の発生状況やそ

の防止策等の身近な情報を伝えている。例えば、管轄地域で侵入窃盗事件が発生した場合に、発生地域や手口等を記載した「交番速報」を作成し、あらかじめ登録した送付先にファックスで送付したり、自治会の掲示板のような地域住民の目に触れやすい場所へ掲示したりしている。また、地域の身近な出来事や事件・事故の発生状況を記した「ミニ広報紙」を作成し、自治会を通じた回覧等を行っている。



巡回連絡



交番連絡協議会

